

第3次都城広域定住自立圏共生ビジョン

(令和2年度～令和6年度)

令和2年4月

令和4年3月改訂

宮崎県都城市

目次

第1章	はじめに	1
第2章	圏域の特性	2
第1節	基本的事項	2
第2節	これまでの取組経過	3
第3節	結びつき	4
第4節	圏域の地図	5
第3章	圏域の現状と課題	7
第1節	第2次共生ビジョン（平成27～令和元年度）の取組成果	7
第2節	人口統計	14
第3節	政策分野別の現状と課題	17
第4章	基本的な方向性	38
第1節	目指すべき将来像	38
第2節	政策分野の体系	40
第5章	目標と具体的な取組	41
第1節	生活機能の強化に係る政策分野	41
(1)	医療	41
(2)	産業振興	46
(3)	教育及び文化	48
(4)	防災及び消防	50
第2節	結びつきネットワークの強化に係る政策分野	51
(5)	道路等の交通インフラの整備	51
(6)	交流及び観光	52
(7)	定住及び移住	53
(8)	地域公共交通	55
第3節	圏域マネジメント能力の強化に係る分野	56
(9)	行政人材の育成	56
(10)	民間人材の育成	57
(11)	I C T化	58
第6章	施策の推進	59
第7章	事業及び事業費一覧	別冊

第1章 はじめに

(1) ビジョン策定の趣旨

都城市、三股町、曾於市及び志布志市は、平成21年10月に締結した「都城広域定住自立圏形成協定」に基づき、平成22年3月、「都城広域定住自立圏共生ビジョン（平成22～平成26年）」を策定し、広域医療体制の整備・充実や地域高規格道路¹「都城志布志道路」（以下「都城志布志道路」という。）の整備促進等を柱として、高次の都市機能と環境や地域コミュニティが融合した、少子高齢・人口減少社会に対応するための各種取組を進めてきたところです。

平成27年3月には、「都城広域定住自立圏共生ビジョン 第2次（平成27～平成31年）」を策定し、防災及び消防、定住及び移住の促進、地域公共交通を新たな取組分野として定め、「防災の道」としての都城志布志道路の活用の検討、圏域一丸となった地方創生の推進等にも取り組んできました。

特に医療分野においては、都城市北諸県郡医師会と連携を強化し、小児科を有する夜間急病センターを維持するなど、24時間365日安心して暮らすことのできる救急医療体制の充実に取り組んできており、地域医療体制の確保は、人口のダム機能の充実を図る上で、欠かすことのできない取組となっています。

さらに、都城志布志道路や志布志港の整備促進によるストック効果²を活かして、流通経路の整備によるアクセスの向上や工業団地の造成による企業立地等が進む中、今後、更なる効果が見込まれる取組も期待されています。

そのため、これまでの取組に基づく成果や圏域の置かれた現状等を踏まえた上で、今後その対策に取り組むべき課題に対して的確に対応し、圏域全体の活性化を更に図っていくため、第3次共生ビジョンの策定を行うこととしました。

(2) ビジョンの計画期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、毎年度所要の見直しを行うとともに、圏域をとりまく状況の大きな変化によって「都城広域定住自立圏形成協定」に変更があった場合には、必要な改定を行うこととします。

(3) ビジョンの位置づけ

定住自立圏構想は、一定の都市機能を持った中心市と、それと近接し経済や文化等で密接なつながりを持つ関係市町村が、集約とネットワークの考え方に基づき、互いに連携協力して、圏域全体の活性化を図る制度であり、本共生ビジョンは、この定住自立圏構想の実施計画として位置づけています。

¹ 地域高規格道路：高規格道路を補完し、地域相互の交流促進や、空港・港湾等の広域交通拠点への連絡等を強化するため、一般の道路よりも走行性の高い道路として整備された道路。

² ストック効果：整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果。

第2章 圏域の特性

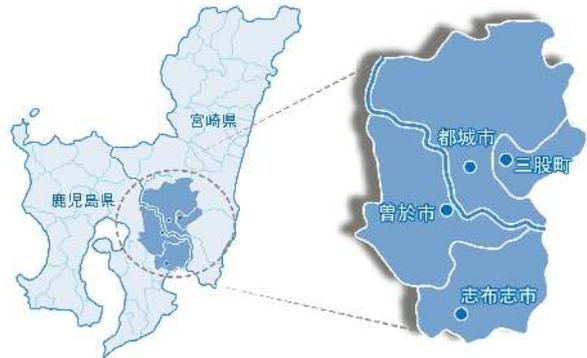
第1節 基本的事項

(1) 定住自立圏の名称

都城広域定住自立圏

(2) 圏域を構成する市町

中心市	宮崎県	都城市
関係市町	宮崎県	三股町
	鹿児島県	曾於市
	鹿児島県	志布志市



(3) 圏域の概要

① 都城圏域の概要

都城市、三股町、曾於市及び志布志市の3市1町は、宮崎県と鹿児島県にまたがる面積約1,443 km²、人口約26万人³を有する南九州の中核をなす圏域（以下、「都城圏域」という。）を形成しています。

40km圏内には、志布志港・油津港に加え、宮崎空港・鹿児島空港があり交通の要衝として栄えてきましたが、都城圏域を縦貫する道路である都城志布志道路の整備が進めば、更なる緊密な結びつきを持った圏域となります。

② 広域行政の取組

都城圏域は、都城島津家による統治や都城県の設置等、歴史や経済を共有しながら発展し、平成の合併以前から、一部事務組合や県境を越えた協議会を設置するなど広域的な課題に対応してきました。

また、広域連携の取組も積極的に進めており、南九州地域の産業、経済、文化の飛躍的向上を図ることを目的とする「南九州総合開発協議会」、都城志布志道路の整備促進を図る「都城志布志道路建設促進協議会」等、都城圏域のポテンシャルを広域的な視点から活かそうとする施策を展開しています。

³ 約26万人：平成27年国勢調査における圏域人口は258,469人

第2節 これまでの取組経過

(1) 都城市の中心市宣言

都城市は、平成20年10月に定住自立圏構想の先行実施団体に選定され、平成21年4月には、以下の3つを柱とする中心市宣言を行いました。

都城市の中心市宣言の主な内容

1 生活機能強化のための取組

- ・広域救急医療体制の整備・充実

2 結びつきやネットワーク強化のための取組

- ・地域高規格道路「都城志布志道路」整備促進

3 圏域マネジメント能力強化のための取組

- ・宣言中心市等における人材の育成
- ・圏域内市町の職員等の交流

(2) 時系列による取組経過

西暦	元号年月	事項
2008	平成20年10月	先行実施団体に選定
2009	平成21年4月	都城市定住自立圏中心市宣言
"	" 10月	都城広域定住自立圏形成協定 合同締結式
2010	平成22年3月	「都城広域定住自立圏共生ビジョン」策定・公表
2011	平成23年12月	定住自立圏形成変更協定（教育・文化分野の取組を追加）
2012	平成24年3月	「都城広域定住自立圏共生ビジョン（改定版）」策定・公表
"	" 4月	都城市及び志布志市における人事交流開始（平成26年度まで）
2013	平成25年4月	3市1町の負担金による協議会の事業を開始 （SHIMAZU グルメコンテスト、おはなしキャラバン等）
2015	平成27年1月	定住自立圏形成変更協定（防災及び消防、定住及び移住の 促進、地域公共交通分野の取組を追加）
	" 3月	「都城広域定住自立圏共生ビジョン 第2次」策定・公表
	" 4月	都城市郡医師会病院が都城市太郎坊町に移転

第3節 結びつき

中心市宣言の主要テーマである医療分野及び都市基盤分野をはじめとして、都城市と三股町、曾於市及び志布志市には強い結びつきがあります。

○2市1町の住民の延べ入院患者数と都城市への流入患者数

市 町	延べ入院患者総数	うち都城市の医療機関を受診	都城市への流入率
三股町	1,953人	1,602人	82.0%
曾於市	4,330人	2,173人	50.2%
志布志市	3,020人	389人	12.9%

資料：平成27年度分国保レセプト

○都城市への通勤・通学割合

市 町	15歳以上従業者・通学者 (自宅従業者除く)	うち都城市への 従業者・通学者	通勤・通学割合
三股町	11,796人	6,843人	58.0%
曾於市	14,544人	3,643人	25.0%
志布志市	13,050人	281人	2.2%

資料：平成27年国勢調査

○都城市で買物する割合

市 町		最寄品 ⁴	買回品 ⁵	計
曾於市	旧大隅町	5.1%	11.6%	8.8%
	旧財部町	26.4%	39.4%	33.9%
	旧末吉町	16.2%	29.0%	23.5%
志布志市	旧松山町	4.1%	9.6%	7.2%
	旧志布志町	3.4%	10.1%	7.2%
	旧有明町	1.9%	7.0%	4.8%

資料：平成27年度鹿児島県消費動向調査

⁴ 最寄品：食料品、日用雑貨品、実用衣料品

⁵ 買回品：高級衣料品、見回品、文化品、贈答用品

第2章 圏域の特性

第4節 圏域の地図





① 都城市郡医師会病院



② Mallmall



③ 関之尾滝



④ 溝ノ口洞穴



⑤ 道の駅末吉



⑥ 曽於医師会立病院



⑦ 普現堂湧水源



⑧ 志布志港



⑨ 長田峡



⑩ 三股町物産館よかもんや

第3章 圏域の現状と課題

第1節 第2次共生ビジョン（平成27～令和元年度）の取組成果

1 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

(ア) 医療資源の高度化

(i) 救急医療拠点施設の整備又は充実

○平成27年4月に都城市郡医師会病院が都城市太郎坊町に移転しました。建物は免震構造となっており、災害等に強い構造で、ヘリポートを備えドクターヘリの受入れが可能になっています。さらに、都城ICから5分、令和3年度供用開始予定の乙房ICから5分の立地となり、交通環境が格段に向上する見込みです。また、平成28年度には、災害備蓄倉庫が整備され、災害拠点病院として体制が強化されました。

(ii) 夜間救急診療体制等の充実

○都城夜間急病センターは、診療体制の維持により受診者の安定的な受入れが可能になっています。

(iii) 圏域医療を担う医療従事者の確保

○医師の数は、循環器が曾於市、志布志市で不足しており、腎、糖尿病は圏域全体で不足しています。また、産婦人科医は、三股町及び志布志市では不在となっています。平成27年からは、未来の医療従事者育成事業を実施し、圏域の将来の医療従事者の確保に取り組んでいます。

(iv) 圏域医療の情報化の推進

○電子カルテの導入により、医療情報管理の効率化や医療従事者の負担軽減に繋がっています。

重点業績評価指標 (KPI)	基準値	実績	目標値	達成度
夜間急病センターの診療科目・時間の維持	3科・12時間 (H28)	3科・12時間 (H30)	3科・12時間 (R1)	達成見込

※重点業績評価指標 (KPI) の達成度は、達成、達成見込⁶、推進⁷の3区分で表しています。

⁶ 達成見込：R1年度末までには達成する見込み

⁷ 推進：計画期間満了時には目標値を達成できないが、引き続き推進するもの

(イ) 医療連携の充実

- 構成市町は、都城圏域救急医療広域連携連絡協議会において、福岡大学（小児科）、熊本大学（小児科）、宮崎大学（小児科、産婦人科）にそれぞれ年2回ずつ要請を行っており、現在は、救急診療体制の構築に最低限必要な医師の確保ができています。

重点業績評価指標（K P I）	基準値	実績	目標値	達成度
都城圏域救急医療広域連携連絡協議会による大学への要請回数	2回 (H28)	6回 (H30累計)	8回 (R1累計)	達成見込

(ウ) 災害時の対応

- 救急救命士の新規資格取得者は、毎年増加しており、体制の強化が図られています。
なお、重点業績評価指標（KPI）に大隅曾於地区消防組合の取得者数は含まれていませんが、大隅曾於地区消防組合においても計画的に取得に取り組んでいます。
- 災害時に被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的に、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を整備しました。このシステムを介して、消防機関、医療機関、医師会、保健所、市町村等のネットワークが構築され、情報共有が図られています。

重点業績評価指標（K P I）	基準値	実績	目標値	達成度
救急救命士の新規資格取得者数	2人 (H28)	6人 (H30累計)	8人 (R1累計)	達成見込

(エ) 圏域における搬送体制の構築

- 救急現場への到着所要時間は、日常的な訓練の成果もあり目標値を上回っています。
- 都城市と大隅曾於地区消防組合の間で、消防相互応援協定を締結し、更なる連携を推進しています。

重点業績評価指標（K P I）	基準値	実績	目標値	達成度
救急現場への到着所要時間	10.5分 (H27)	10.4分 (H30)	10.5分 (R1)	達成見込

※暦年データ

イ 産業振興

(ア) 地域高規格道路「都城志布志道路」を活用した産業振興

- 都城市は、中心市事業⁸において、三股町、曾於市及び志布志市と連携して、構成市町の工業団地や優遇制度等を紹介するホームページ「都城広域定住自立圏企業立地ガイド」を作成し、情報発信に努めました。(H27年度～)
- 優遇制度の紹介と併せて、都城志布志道路や志布志港等、圏域のインフラ整備を効果的に発信した結果、流通関連業等の進出が増加し、平成30年度は、圏域で19件の企業立地が実現しました。

重点業績評価指標 (K P I)	基準値	実績	目標値	達成度
圏域の企業立地件数	19件 (H28)	63件 (H30累計)	61件 (R1累計)	達成

ウ 教育及び文化

(ア) 公共施設の相互利用

- 都城市立図書館の利用においては、圏域の住民を含めて誰でも登録及び利用を可能とし、住民の豊かな心を育てるため、本に親しむ機会づくりの推進に取り組みました。

重点業績評価指標 (K P I)	基準値	実績	目標値	達成度
都城市の図書館の圏域 他自治体の登録者数	4,478人 (H28)	7,078人 (H30)	5,000人 (R1)	達成見込

(イ) 圏域文化の保存・継承・発展

- 構成市町は、民俗芸能の保存及び伝承を図るため、関係団体へ活動助成を行うことで民俗芸能保存会の存続に努めました。また、ホームページ等により文化イベント等の情報発信を行い、自主文化事業等により、圏域の住民へ芸術文化に触れる機会の提供を行いました。

重点業績評価指標 (K P I)	基準値	実績	目標値	達成度
民俗芸能保存会の団体数 の維持	115団体 (H28)	112団体 (H30)	115団体 (R1)	推進

⁸ 中心市事業：都城市が、圏域に必要な生活機能等の確保に関して中心的な役割を果たすため実施する事業

(ウ) 特色ある教育の推進

- 構成市町は、ALT を配置し、児童生徒の語学力向上や、豊かな国際感覚を育成する機会を充実させました。
- 構成市町は、協議会事業⁹において、「夢と感動を広げるおはなしキャラバン巡回公演」を実施して圏域住民の本に親しむ機会を設けることで、豊かな人間性を育むための機会づくりを行いました。

重点業績評価指標 (K P I)	基準値	実績	目標値	達成度
学校数に対する A L T の配置割合	22% (H28)	24.8% (H30)	27% (R1)	達成見込

エ 防災及び消防

(ア) 広域防災体制の整備と強化

- 都城市は、「大規模災害時後方支援計画」を策定し、南海トラフ巨大地震により甚大な被害が想定される沿岸地域への後方支援活動を想定した図上訓練を実施しました。(三股町が訓練に参加)
- 都城市は、中心市事業において、三股町、曾於市及び志布志市と連携し、各消防団の相互連携を図るため、研修会及び合同訓練を実施しました。

重点業績評価指標 (K P I)	基準値	実績	目標値	達成度
後方支援を想定した図上訓練の実施	1回 (H28)	3回 (H30 累計)	4回 (R1 累計)	達成見込
消防団広域連携訓練の実施	2回 (H28 累計)	4回 (H30 累計)	5回 (R1 累計)	達成見込

⁹ 協議会事業：協議会を構成する3市1町が、負担金を拠出し実施する事業

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 道路等の交通インフラの整備

(ア) 道路等の交通インフラの整備

- 都城市、曾於市及び志布志市は連携して、都城志布志道路建設促進協議会等による早期開通に向けた要望活動を実施するとともに、都城志布志道路の早期完成と活用促進に向けたシンポジウム等を開催しました。

重点業績評価指標 (K P I)	基準値	実績	目標値	達成度
都城志布志道路早期開通に向けた要望活動	国 8 回 県 4 回 (H28)	国 26 回 県 12 回 (H30 累計)	国 32 回 県 16 回 (R1 累計)	達成見込

イ 圏域内外の住民との交流と観光の推進

(ア) 圏域内外の住民との交流と観光の推進

- 構成市町は、協議議会事業において、各市町のまつり会場等で、「SHIMAZU グルメコンテスト」を実施して、地元食材を活用したまちの PR を行いました。(H25~H28)
- 都城市は、中心市事業において、三股町、曾於市及び志布志市と連携して、圏域内の観光周遊プランを作成し、旅行エージェントを訪問することで観光客誘致を図りました。
- 都城市は、中心市事業において、三股町、曾於市及び志布志市と連携して、圏域内の観光入込客数や観光消費額の増加を図るため「観光ニーズ調査」を実施しました。(現在、特産品として郷土料理「ねったぼ」を軸とした商品開発を取組中)

重点業績評価指標 (K P I)	基準値	実績	目標値	達成度
圏域内の観光入込客数	2,614,517 人 (H27)	4,130,554 人 (H30)	2,968,040 人 (R1)	達成見込

ウ 雇用創出等による定住促進

(ア) 雇用創出等による定住促進

- 都城市は、三股町、曾於市及び志布志市と連携し、定住の促進に重要な雇用の場の確保に向けて、地元企業等とのパートナーシップを強化し、若年層の転出抑制や離職率改善に取り組みました。

重点業績評価指標 (K P I)	基準値	実績	目標値	達成度
都城職業安定所管内における一般職業紹介の就職率	51.9% (H28)	54.8% (H30)	53.0% (R1)	達成見込

(イ) 情報発信等による移住促進

○都城市は、三股町、曾於市及び志布志市と連携し、圏域からの進学・就職者が多い福岡県で就職座談会を開催し、UIJ ターンの促進に取り組みました。

重点業績評価指標 (K P I)	基準値	実績	目標値	達成度
移住相談件数	69 件 (H28)	173 件 (H30)	155 件 (R1)	達成見込

工 地域公共交通

(ア) 地域公共交通の維持・活性化

○構成市町は、広域的バス路線・廃止路線代替バス運行補助金等を交付することにより、路線バスの維持を図りました。

重点業績評価指標 (K P I)	基準値	実績	目標値	達成度
圏域間を結ぶバス路線の 1,000 k mあたり人員数の維持	1.0 (H28)	1.0 (H30)	1.0 (R1)	達成見込

※ H28 年度を 1.0 とした場合の指数

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 行政人材の育成

(ア) 圏域マネジメント能力の強化

- 都城市は、中心市事業において、三股町、曾於市及び志布志市と連携し、若手中堅職員を対象とした研修を実施し、圏域に共通する行政課題を掘り起こし、行政機関の相互補完による事務事業等の効率化・高度化に対応できる人材育成に取り組みました。

重点業績評価指標 (K P I)	基準値	実績	目標値	達成度
圏域の課題解決のための政策立案数	3本 (H28)	9本 (H30 累計)	12本 (R1 累計)	達成見込

イ 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

(ア) 圏域協働マネジメント能力の強化

- 都城市は、中心市事業において、三股町、曾於市及び志布志市ともに、NPO 法人等や地域団体をはじめとした中間支援組織の活性化について、ふるさとづくり委員会事業、市民提案型地域づくり事業支援補助等の事業に取り組みました。

重点業績評価指標 (K P I)	基準値	実績	目標値	達成度
中間支援組織への相談件数	338件 (H28)	414件 (H30)	400件 (R1)	達成見込

ウ 民間人材の育成及び推進体制の整備

(ア) 圏域民活マネジメント能力の強化

- 構成市町は、地域のリーダー育成や新たな地域資源の活用等を行うことにより、民間分野における地域活動団体や企業等の多様な事業主体間の連携推進、地域活動の活性化を促進しました。

重点業績評価指標 (K P I)	基準値	実績	目標値	達成度
6次化商品開発件数	10件 (H28)	60件 (H30 累計)	51件 (R1 累計)	達成

第2節 人口統計

(1) 人口推移

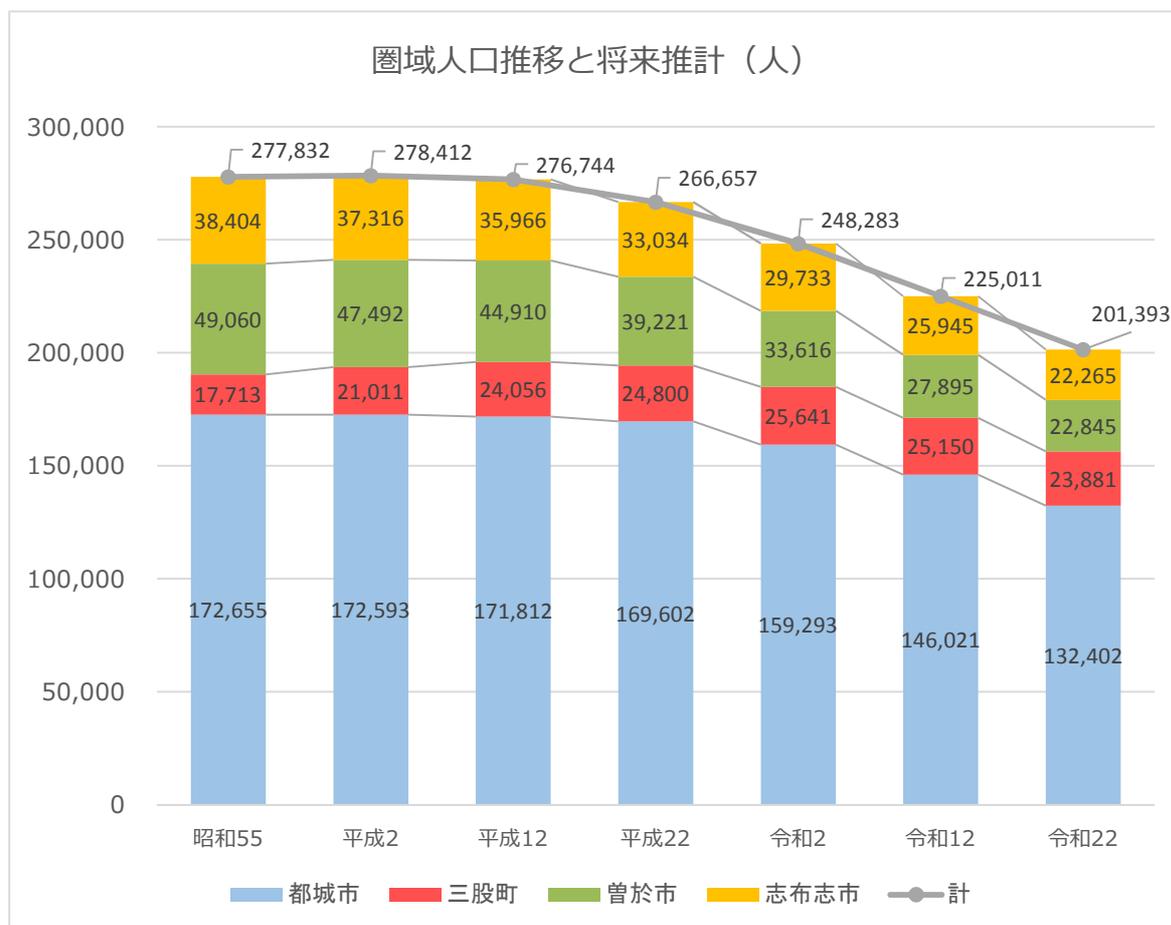
圏域の人口は、平成2年には27万8千人でしたが、平成12年以降は減少が続いており、平成22年で約26万6千人¹⁰、令和22年には約20万1千人にまで減少すると想定されています。

市町別では、都城市は、昭和55年から平成22年にかけては漸減傾向にありましたが、令和2年以降の将来推計では人口減少がより加速すると見込まれています。

三股町は、都城市のベッドタウンとしての役割を担い人口増加が続いていますが、令和2年頃がピークだと見られています。

曾於市は、圏域内で人口減少率が最も大きく、今後も急激な人口減少が進むと予測されています。

志布志市においても、少子高齢化の進展に伴う自然減の拡大により、著しい人口減少が見込まれています。

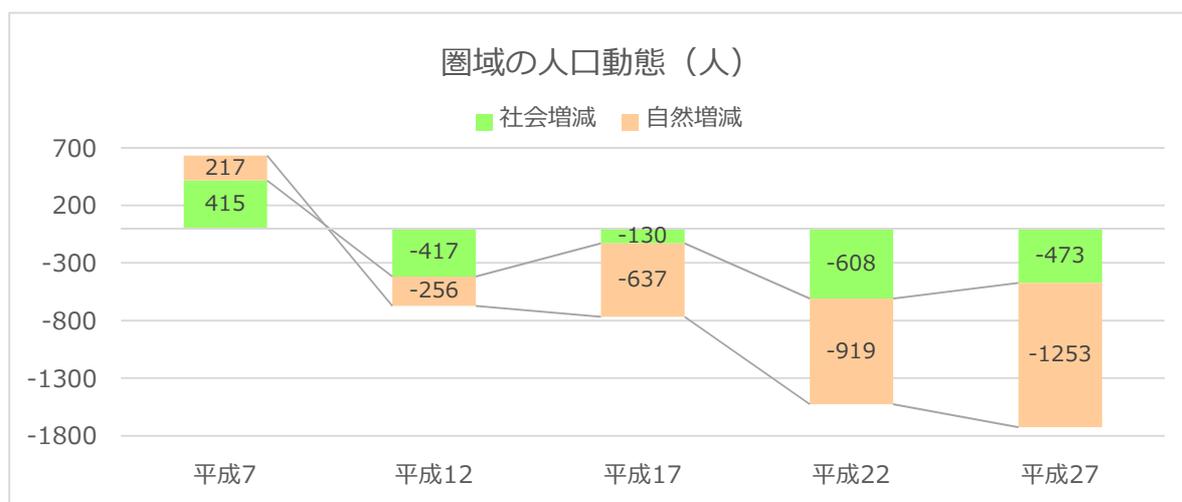


資料：RESAS（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成30年推計）」）

¹⁰ 平成27年国勢調査における圏域人口は258,469人

(2) 人口動態

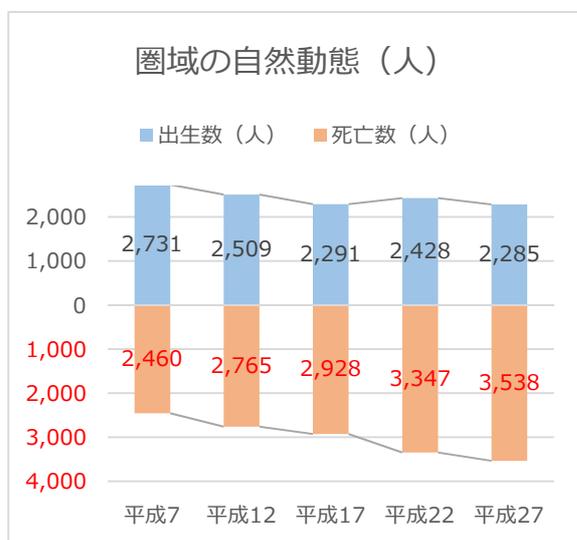
人口増減の要因は、自然増減（出生者数と死亡者数の差）と社会増減（圏域外から転入する人数と圏域外に転出する人数の差）があります。平成12年以降は、社会減及び自然減がともに続いており、人口減少が加速しています。



資料：RESAS

○人口増減の内訳

自然増減は、生産年齢人口の減による少子化（出生者減）に加えて、死亡者の増加もあり、減少の割合が拡大しています。社会増減は、増減の総数自体が減っている中、平成12年以降転出者の数が転入者の数を上回り続けています。



資料：RESAS



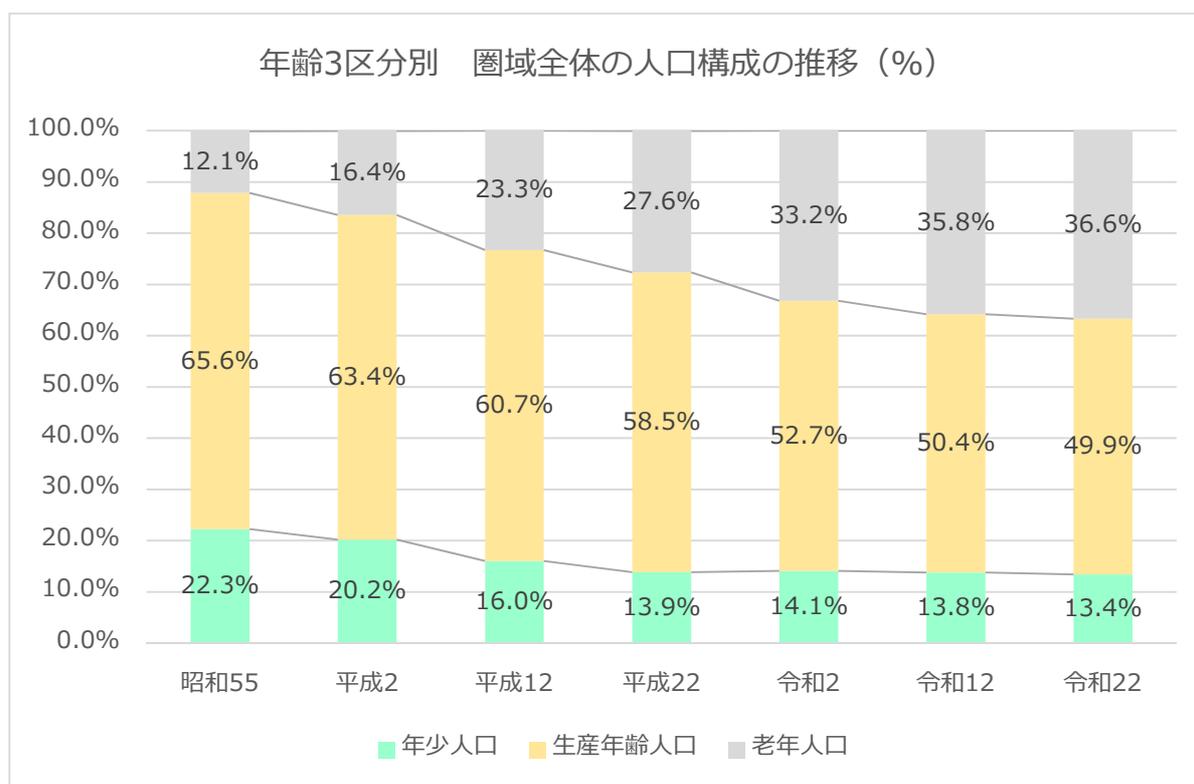
資料：RESAS

(3) 人口構造

年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少傾向にある一方、老年人口の割合は増加しています。

特に、老年人口の割合は平成22年まで急激に増加を続け、その後もしばらく増加傾向は続くものと見込まれており、令和22年には36.6%（3人に1人以上）に達すると想定されています。

老年人口の割合は、昭和55年と令和22年を比較すると約3倍超になっており、年少人口の割合は、同じように比較すると約半分弱となっています。



資料：RESAS

第3節 政策分野別の現状と課題

(1) 医療

■ 現状

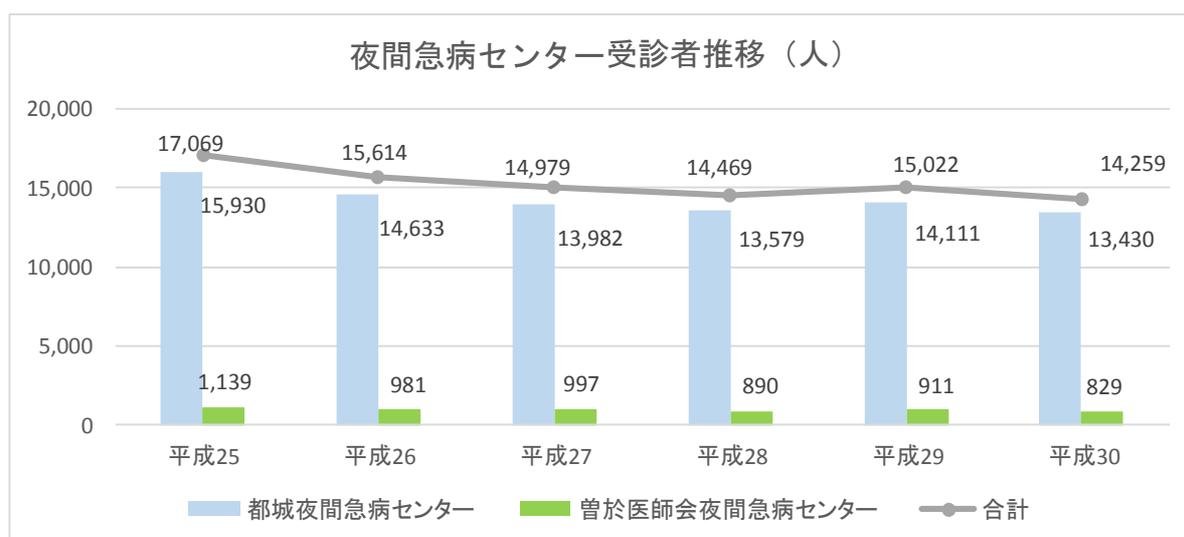
① 医療体制の維持

平成27年4月に、都城市郡医師会病院が都城市太郎坊町に移転し、現在、診療科13科、病床数が224床となり、圏域の地域医療拠点としての役割が強化されました。また、都城夜間急病センター及び都城健康サービスセンターと都城市郡医師会病院との相互連携により24時間365日の切れ目のない医療体制が構築されています。更に移転に伴い、重篤患者への対応時において、第三次救急施設である宮崎大学や県立宮崎病院への転送時間が短縮されました。

圏域の医療を担う医療従事者の状況を見ると、圏域全体における人口10万人当たりの医師数は、宮崎・鹿児島両県の平均を下回っており、医師不足が顕著になっています。特に腎及び糖尿病の専門医、小児科医及び産婦人科医等は圏域全体で不足しています。また、医師以外にも、看護師や薬剤師も不足しているのが現状です。

夜間の体制においては、都城夜間急病センターは、内科、外科及び小児科において診療提供体制を維持し、安定的に受診者を受け入れることができます。また、曾於医師会立病院は、内科、外科及び整形外科において夜間の受け入れが可能になっています。

さらに、都城市郡医師会病院及び曾於医師会立病院は、休日における二次急患診療を実施するため体制を維持しています。



資料：各市町保健福祉担当課

第3章 圏域の現状と課題

人口10万人当たりの医師数(平成28年度：人)

自治体等	医師数(人)
都城市・三股町	194.0
曾於市	128.3
志布志市	112.4
宮崎県	251.0
鹿児島県	272.5
全国	240.1

資料：宮崎県医療計画・鹿児島県保健医療計画

人口10万人当たりの専門科目別医師数(平成30年度：人)

自治体等	循環器	人口10万対	脳外	人口10万対	腎	人口10万対	糖尿病	人口10万対	産婦人科	人口10万対	小児科	人口10万対
都城市	16	9.5	6	3.6	1	0.6	2	1.2	16	9.5	9	5.4
三股町	3	11.8	0	0	1	3.9	1	3.9	0	0	2	7.9
曾於市	3	8.5	3	8.5	2	5.6	2	5.6	1	2.8	2	5.6
志布志市	0	0	3	10.0	0	0	0	0	0	0	2	6.6
宮崎県	175	15.5	59	5.2	33	2.9	39	3.5	102	9.0	104	9.7
鹿児島県	167	9.9	120	7.1	39	2.3	62	3.7	137	8.1	195	12.2

資料：各市町保健福祉担当課

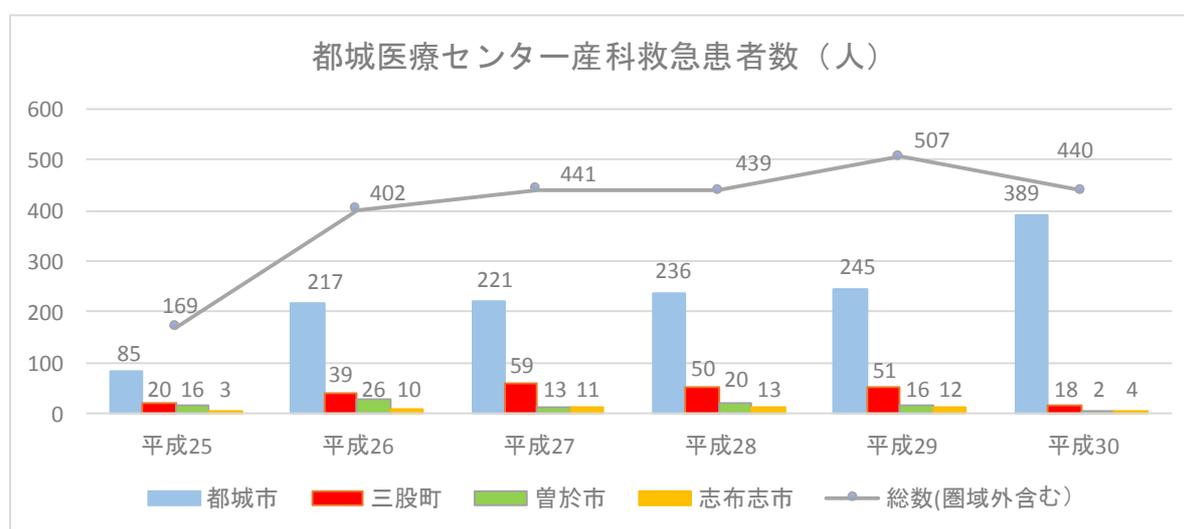
②連携体制の強化

平成29年度に、国立病院機構都城医療センターを中心に、近隣の産科医療施設が、全国初となる「分娩時医療情報ネットワークシステム」を構築しました。これにより、危険な状態にある妊婦や胎児の状況をリアルタイムで共有し、緊急時の連携や搬送体制が確立するなど、全国トップクラスの医療体制で圏域の周産期医療を支えています。

また、都城夜間急病センターでは、脳疾患や心疾患等の重篤疾患に対応するため、都城市郡医師会病院や都城健康サービスセンターとの連携によりオンコール体制¹¹が維持されており高次救急医療¹²が提供されています。

鹿児島県保健医療計画においても、大隅小児科・産科医療圏のうち、曾於地区については都城市と連携体制を維持していく必要性があることが明記されています。

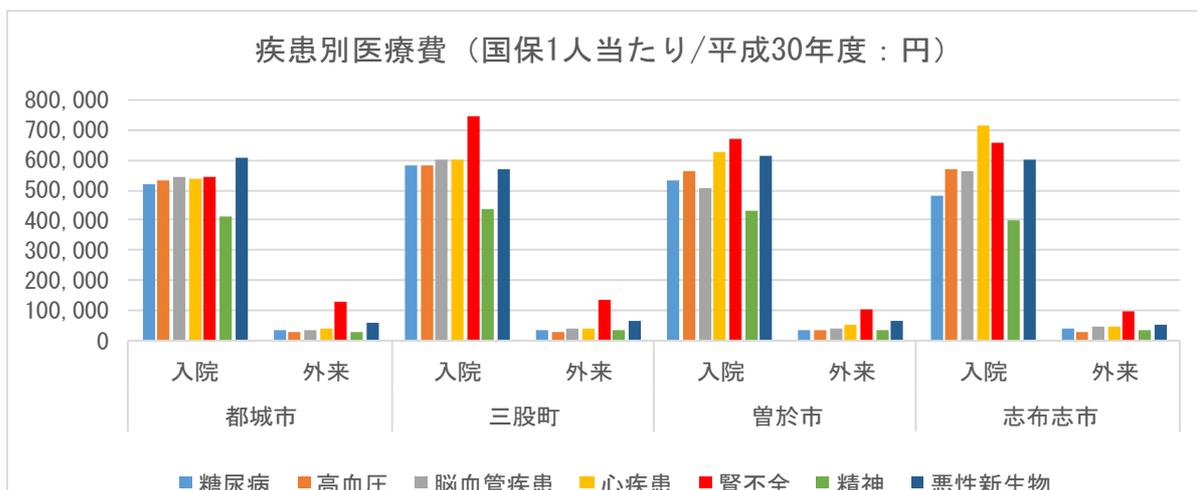
圏域の特徴として、宮崎県と鹿児島県は100万人当たりの慢性透析患者数において毎年全国でも上位になっており、圏域共通の傾向がみられます。また、医療費の状況を見ると、腎疾患にかかる医療費が最も高額となっています。



資料：国立病院機構都城医療センター

¹¹ **オンコール体制**：医療従事者が患者の急変時や救急搬送時に勤務時間外であってもいつ呼ばれても対応できるよう待機しておくこと。

¹² **高次救急医療**：各疾患の専門医や医療スタッフ、最新の医療機器等が揃っており、手術や緊急時の対応、専門的な治療が行える体制が整っている。



資料：KDB_No1(地域全体像の把握)、KDB_No5（人口の状況）

慢性透析患者数（100万人当たり：人） ※（ ）は全国順位

年度	宮崎県	鹿児島県	全国
平成26年	3,458 (3)	3,217 (5)	2,521
平成27年	3,235 (5)	3,336 (4)	2,557
平成28年	3,347 (4)	3,226 (5)	2,597
平成29年	3,560 (3)	3,348 (6)	2,640

資料：(社)日本透析医学会統計調査委員会 わが国の慢性透析療法の現状

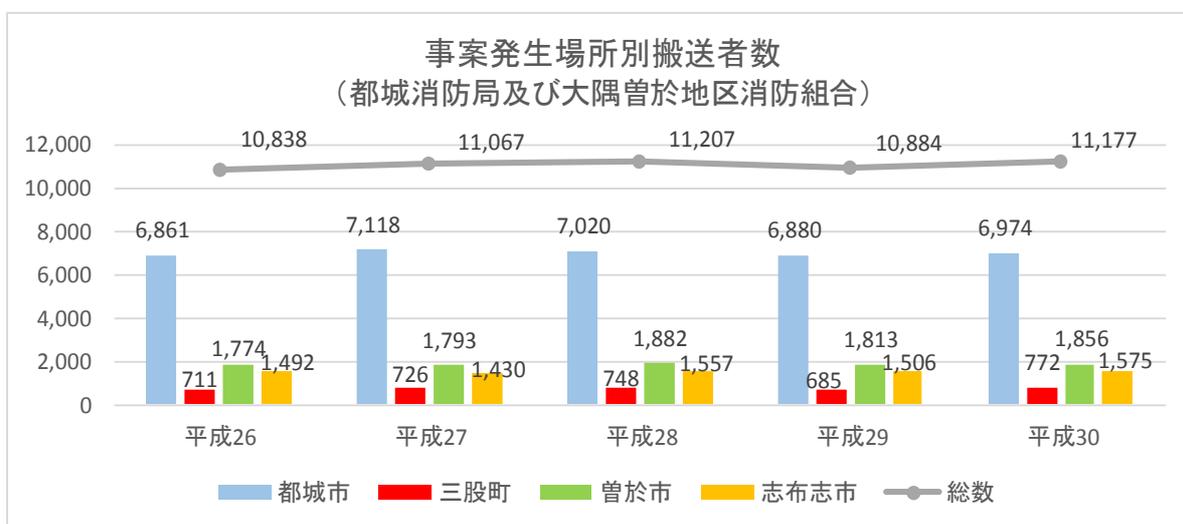
③災害時の対応

現在、都城市郡医師会病院は、建物が免震構造となっており災害等に強い構造で、ヘリポートを備えドクターヘリの受入れが可能となっています。さらに平成28年度には、災害備蓄倉庫が整備され、災害拠点病院として体制が強化されています。

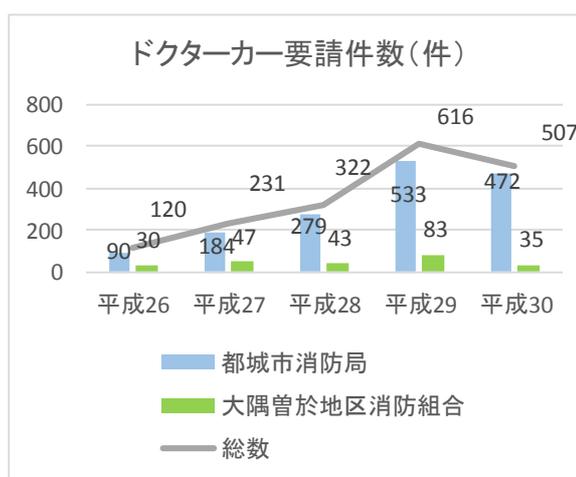
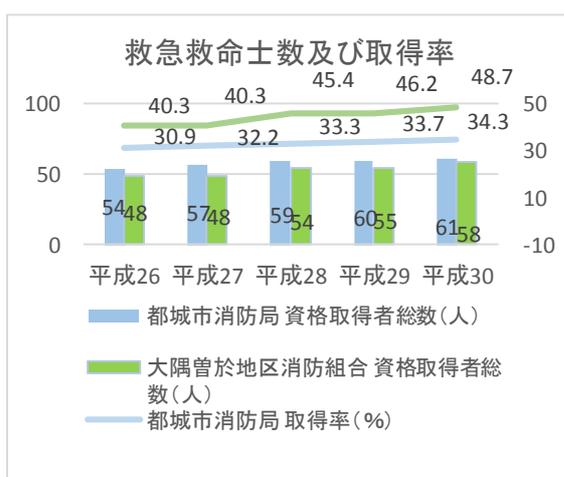
圏域においては、災害時に被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とした、広域災害救急医療情報システム（EMIS）が整備されており、このシステムを介して消防機関、医療機関、医師会、保健所及び市町村等のネットワークが構築され、情報共有が図られています。

④搬送体制の確保

圏域の医療機関への搬送者数は年間1万件を超えており、安定的な搬送体制や高度な救急医療体制を維持するため、日常的な訓練や研修はもとより、救急救命士の資格取得を計画的に推進しています。さらに、より緊急かつ迅速な対応が必要な場合に派遣されるドクターカーの要請件数が増えており、圏域の救急医療を支えています。



資料：都城市消防局、大隅曾於地区消防組合



資料：都城市消防局、大隅曾於地区消防組合

■ 課題

①医療体制の維持

- 圏域の拠点医療施設である都城市郡医師会病院及び曾於医師会立病院は、医師の確保が課題です。
- 圏域全体では、特に腎及び糖尿病専門医、小児科及び産婦人科医が不足しています。
- 医師以外にも看護師や薬剤師の確保が課題です。
- 都城医療センターの周産期母子医療センターでは、都城圏域に加え西諸圏域等もカバーしており、医療従事者の確保が課題となっています。
- 搬送時に効率的な動線を確保するとともに、利用者に分かり易い動線の整備や案内標識を設置する必要があります。

②連携体制の強化

- 生活習慣病の予防に取り組み、健康寿命延伸のための継続的な対策が必要です。
- 適正受診を推進するため、圏域で連携した啓発活動をする必要があります。
- 腎及び糖尿病専門医を増やし、かかりつけ医との円滑な診療連携が図られるよう対策を講じる必要があります。
- CKD¹³予防や重症化予防を推進するため、医師・保健師・管理栄養士との連携が必要です。
- 地域連携クリティカルパス¹⁴の活用により急性期から回復期における関係機関の連携を更に推進する必要があります。

③災害時の対応

- 災害発生時における DMAT や JMAT¹⁵の編成に向けた訓練や研修に継続的に参加する必要があります。
- 災害発生時を想定し、定期的な訓練や研修会を実施するなど日頃から体制の整備が必要です。
- 都城市郡医師会病院及び曾於医師会立病院は圏域の地域災害医療センターに指定されており、今後更に機能強化を図っていく必要があります。

¹³ CKD：慢性腎臓病

¹⁴ 地域連携クリティカルパス：急性期から回復期にいたるまで早期に在宅復帰できるよう診療計画を作成し、その計画を医療機関やリハビリ、介護関係等の関係機関が共有し用いるもの。

¹⁵ DMAT や JMAT：DMAT は、医師、看護師、救急救命士、事務員等で構成され地域の医療体制では対応できないほどの大規模災害や事故等の現場に急行する医療チーム。JMAT は、DMAT が撤退するのと入れ替わるようにし被災地に入り、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支える活動を行う。

④搬送体制の確保

- 救急救命体制の維持、整備を行い現場到着時間及び救命率の向上を推進する必要があります。
- 搬送時間を短縮するため、効率的な動線を確保する必要があります。
- 感染症の発生等、高度な救急搬送に対応できる体制を構築する必要があります。
- 救命率を向上するため、応急手当講習の受講を促し、AED使用等に対応できるバイスタンダー¹⁶の育成を図る必要があります。
- 都城市郡医師会病院に配置されているドクターカーは、要請回数が増大しており、医師のみならずドライバー等従事するスタッフが全体的に不足しているため、体制の維持が課題となっています。
- ドクターカーの適正運用を行うため、事例検証や研修を実施する必要があります。

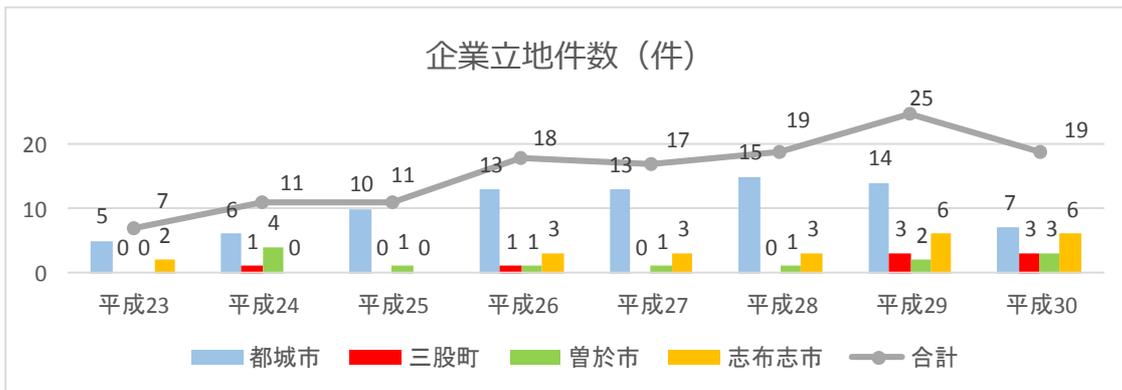
¹⁶ バイスタンダー：救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）。

(2) 産業振興

■ 現状

都城志布志道路や国際バルク戦略港¹⁷に選定された志布志港等の交通インフラの整備進捗に伴い、圏域の拠点制に着目した物流事業者等の立地が進み、圏域の企業立地件数は年々増加傾向にあります。都城志布志道路の整備促進に伴い、都城 IC 周辺地域の交通アクセスの優位性が高まり、人やモノの移動が活発化すると期待されています。

志布志港については、我が国有数の農畜産地帯である南九州地域への飼料の供給基地として、また、コンテナ貨物の国際輸送拠点として、地域経済を支える重要な役割を果たしています。志布志港の整備が推進されることによって、南九州地域の農畜産業の国際競争力の強化や、物流拠点としての機能強化に大きく貢献することが期待されています。



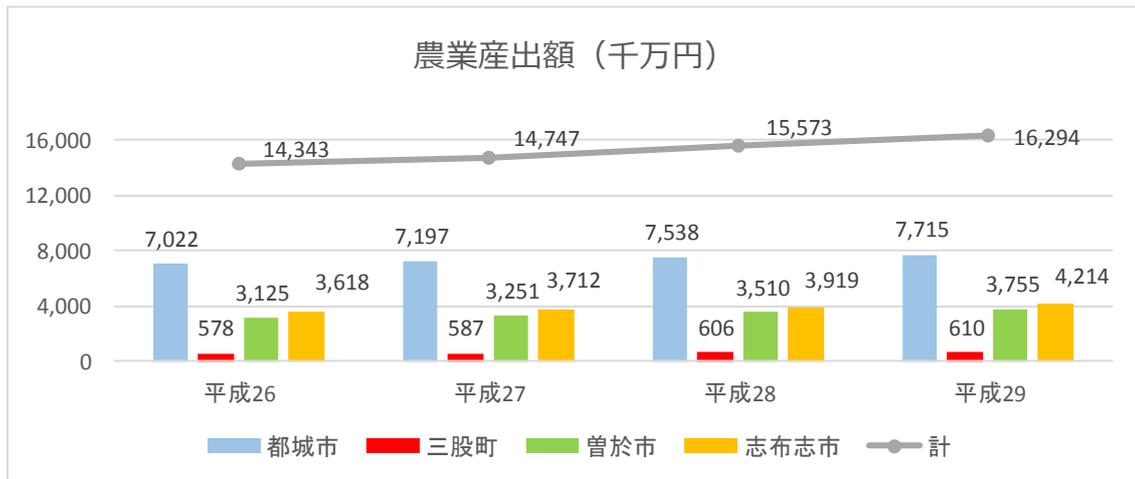
資料：各市町企業立地推進担当課



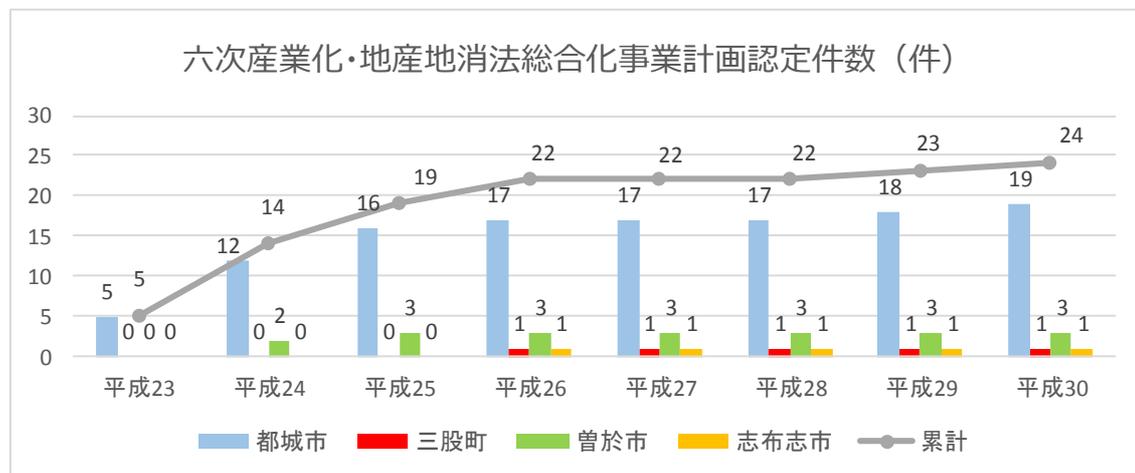
資料：国土交通省

¹⁷ 国際バルク戦略港：港の強化と国際競争力の増強を目的にした国の成長戦略の一環で、国内の港を選定して集中的に整備するもの。穀物、石炭、鉄鉱石がバルク貨物の対象。

農林畜産業においては、畜産部門を中心に全国有数の農業産出額を誇ります。また、近年、圏域内の産品を使用した6次産業化¹⁸に取り組む事業者も増えており、圏域の豊富な農林畜産物等の付加価値を高める取組も進んでいます。



資料：農林水産省（市町村別農業産出額（推計））



■ 課題

資料：各市町6次産業化推進担当課

- 都城志布志道路や志布志港等のインフラを活用するなど、南九州の物流拠点としての強みを活かした産業振興の取組が求められています。
- 農畜産物の高付加価値により、所得向上を図り、地域産業を振興する必要があります。
- 圏域内の産品や技術を圏域内で消費・活用するなど、付加価値を高める取組が必要です。

¹⁸ 6次産業化：1次産業としての農林畜産業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業と総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

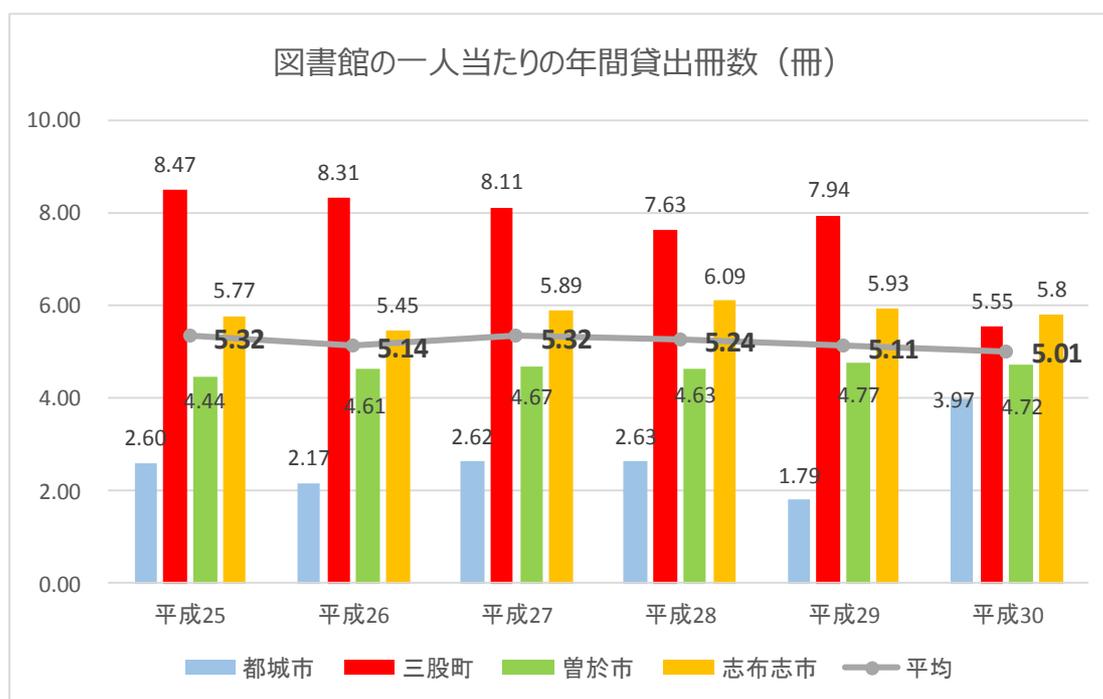
(3) 教育及び文化

■ 現状

少子高齢化の進行や ICT¹⁹の進歩、グローバル化²⁰の進展と社会情勢は予想を超えるスピードで変化しており、それにしっかり対応できる教育を構築し、教育環境も整備していかなければなりません。

また、豊かな自然・歴史や伝統を身近に感じ、一人ひとりの豊かな心を育む環境づくりを、学校、地域及び家庭と連携協働して進めることが必要です。そうした中、本圏域では「夏休み学習教室²¹」等の特色のある教育を推進し、学力の向上や教育環境の充実に取り組み、高等教育機関と連携したセミナーの開催等を行い、地域の実情に応じた多様な学習機会の提供を行っています。

また、図書に親しむ環境づくりをとおして、豊かな心を育み、地域の歴史や伝統文化に触れる機会を提供することで、文化の普及や振興に努めています。



資料：各市町担教育委員会

¹⁹ ICT：Information and Communications Technology を略したもので、情報通信技術の総称。

²⁰ グローバリゼーション：人、カネ、モノが国民国家の枠組を超えて活発に移動し、各国経済の開放と、世界の産業、文化、経済市場の統合が進む現象。

²¹ 夏休み学習教室：小・中学生を対象に、夏休期間の学習の充実と規則正しく有意義な生活を過ごせるようにするもの（志布志市）

高等教育機関との包括連携協定締結状況（R1.9.1現在）

市町名	高等教育機関名	締結日
都城市	学校法人南九州学園	H28.9.26
	都城工業高等専門学校	H29.2.22
	学校法人日本体育大学	H29.5.19
	国立大学法人宮崎大学	H30.7.23
三股町	学校法人南九州学園	H29.3.15
	都城工業高等専門学校	H29.3.17
曾於市	関西大学経済学部	H31.3.25
	学校法人南九州学園	R1.5.28
志布志市	国立大学法人鹿児島大学	H29.5.8

資料：各市町企画担当課

■ 課題

- 教育のICT化等により、すべての児童・生徒に対し、環境に左右されない教育についての研究を進める必要があります。
- 大学や高等専門学校等の高等教育機関は、専門的な知識を有し、今後の圏域の発展には欠かせません。その専門性をより活かすため、産官学連携の事業を更に進める必要があります。
- 生涯にわたる一人ひとりの可能性とチャンスを最大化するため、生涯学習の環境づくりに取り組む必要があります。
- 圏域内における図書館の相互協力体制を更に推進することで、読書に親しむ環境づくりを整備し、豊かな心を育む必要があります。
- 郷土愛を育むため、郷土史や民俗芸能の保存・伝承を図り、ふるさとに対する正しい認識を深める必要があります。

(4) 防災及び消防

■ 現状

平成23年3月の東日本大震災及び平成28年4月の熊本地震を教訓として今後予測される大規模災害を想定した対策は急務となっています。特に南海トラフ巨大地震では、津波により沿岸地域において甚大な被害が想定されるため、内陸部から沿岸地域に対する広域連携による後方支援活動²²の体制整備が進められています。



南海トラフ巨大地震の被害想定等

	人的被害 (人)		建物被害 (件)		避難者 (人)
	死者数	負傷者数	全壊	半壊	1週間
都城市	70	1,200	1,320	9,060	21,000
三股町	10	180	220	1,400	3,700
曾於市	10	150	420	2,000	2,300
志布志市	680	220	2,000	4,600	5,500
計	770	1,750	3,960	17,060	32,500

資料：各市町防災担当課

■ 課題

- 各市町の地域防災計画において、大規模災害時の圏域内の各市町間の連携体制の整備が必要です。
- 南海トラフ巨大地震により、大きな被害が想定される志布志市に対して、都城志布志道路（防災の道）の活用等による人的支援や物的支援の体制整備が必要です。
- 圏域を越えた災害時には、消防団員個々の対応能力の維持・向上とともに、広域支援体制を整備し、迅速かつ円滑に支援活動を実施する必要があります。

²²後方支援活動：災害時において、被害の大きい地域の後方に位置する被害の少ない地域が拠点となり、物資輸送や避難者受入等、後方から支援活動を行うもの。

(5) 道路等の交通インフラの整備

■ 現状

圏域を縦断する大動脈となる都城志布志道路は、平成6年に計画路線に指定され、以後、国・宮崎県・鹿児島県によって着々と整備が進められ、この間、各市町は「都城志布志道路建設促進協議会」を中心とした要望活動や、事業の円滑な推進のための積極的な調整・協力をを行っています。

また、都城志布志道路の有効活用を図るために、アクセス性向上に資する市町道の整備が進められています。



資料：各市町担当課

■ 課題

○都城志布志道路は、圏域に欠かせない「防災」「経済」「医療」の道として、本来の効果を発揮するには、早期全線開通が不可欠です。

- ・「**防災の道**」…南海トラフ巨大地震や異常気象による豪雨の災害等に備え、志布志港と後方支援拠点都市となる都城を結び、人的・物的支援を行うための「防災対策」としての機能を発揮
- ・「**経済の道**」…輸送コストの縮減や飼料の安定供給による農林畜産業の活性化、企業立地や新たな雇用創出に大きく寄与するための「経済対策」としての機能を発揮
- ・「**医療の道**」…圏域の新救急体制の構築による「医療対策」としての機能を発揮

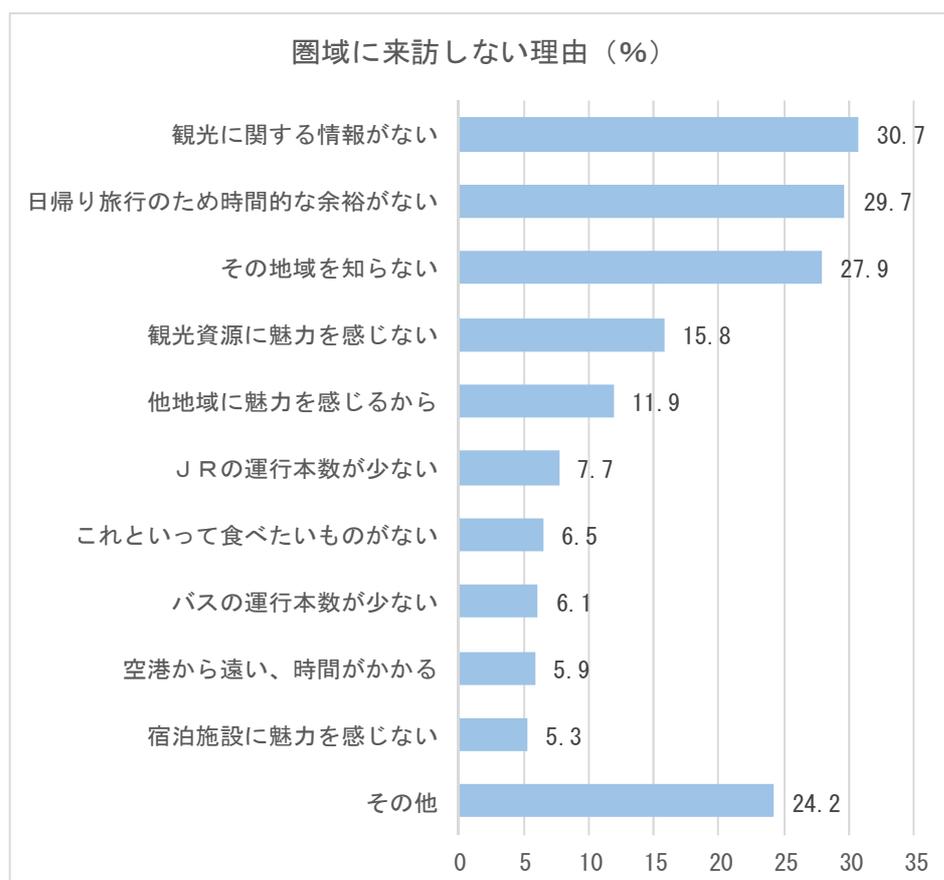
(6) 交流及び観光

■ 現状

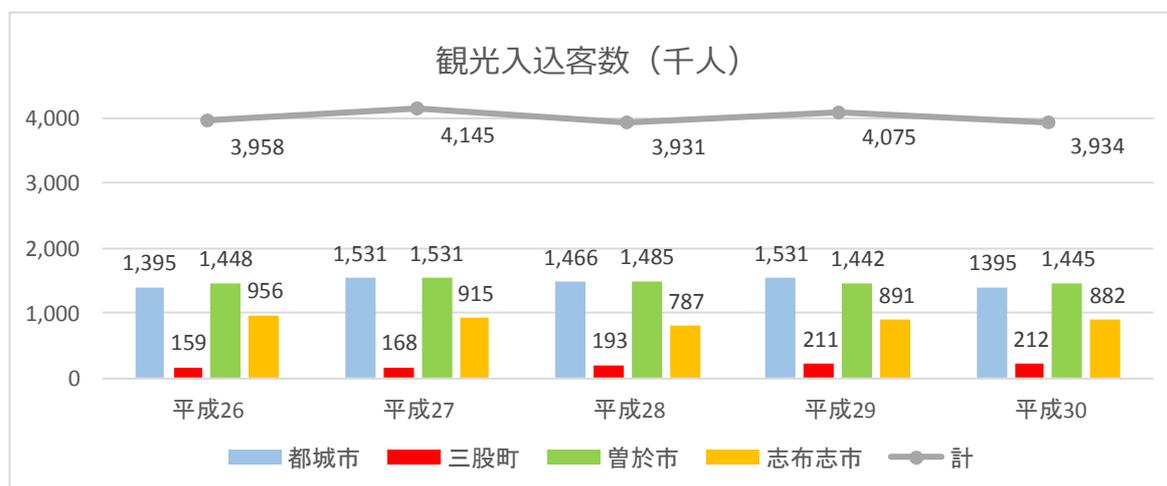
本圏域には、全国に誇れる素晴らしい地域（観光）資源が数多くありますが、対外的に十分知られていない現状にあります。平成 28 年度に実施した観光ニーズ調査（福岡市在住者対象）によると、「観光に関する情報が無い」及び「その地域を知らない」を合わせると、圏域への未来訪理由の約 6 割を占める結果が出ています。

そのため、各市町ともに、自市町の魅力を圏域外に発信する取組を重点的に進めており、特に都城市が対外的 PR 戦略の一つとして実施している「ふるさと納税」は、平成 27 年度及び平成 28 年度の日本一の実績とともに、認知度向上に向けた大きな足掛かりとなっています。

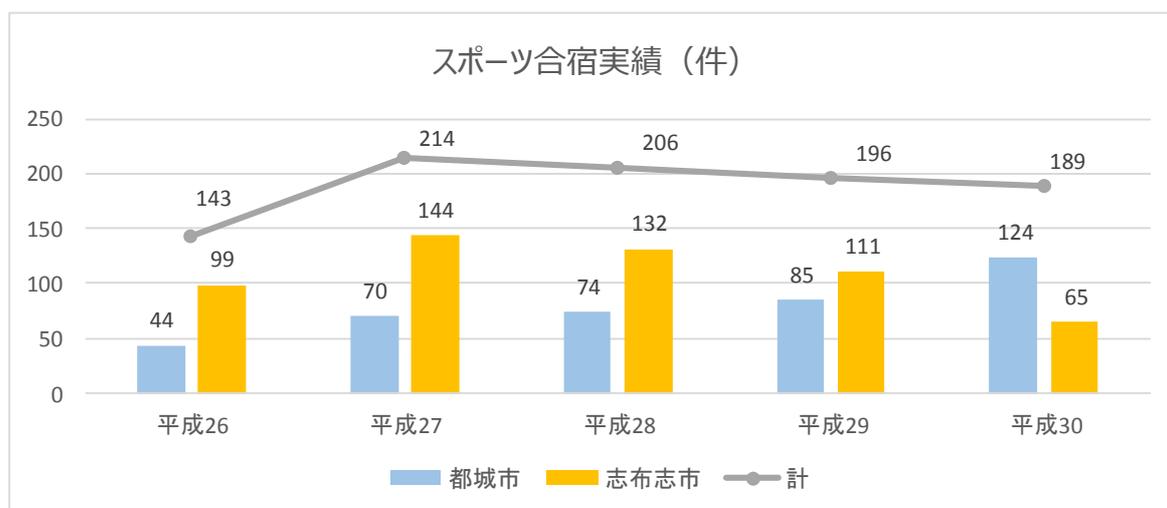
また、都城市及び志布志市においては、高速道路や港等の交通インフラを活かすとともに、圏域内の宿泊施設及びスポーツ施設等を有効活用して、プロスポーツの春季キャンプや学生スポーツ合宿等の誘致が積極的に進められており、年々増加傾向にあります。



資料：平成 28 年度都城圏域定住自立圏 観光ニーズ調査



資料：各市町観光担当課



資料：各市町観光担当課

■ 課題

- 圏域の観光地等の認知度が低いことから、旅行会社や圏域外の人に向けた情報発信を強化する必要があります。
- 圏域内を巡る観光ルート創設等、滞在時間を延ばす仕組みが必要です。
- 各市町の施設やインフラ整備の進捗を活かし、圏域外からのスポーツ合宿を積極的に誘致する必要があります。
- 志布志港に寄港する旅客船の乗客等を、圏域内で周遊させる仕組みづくりが必要です。
- 圏域に住む人たちが、お互いを知るよう周知を図っていく必要があります。

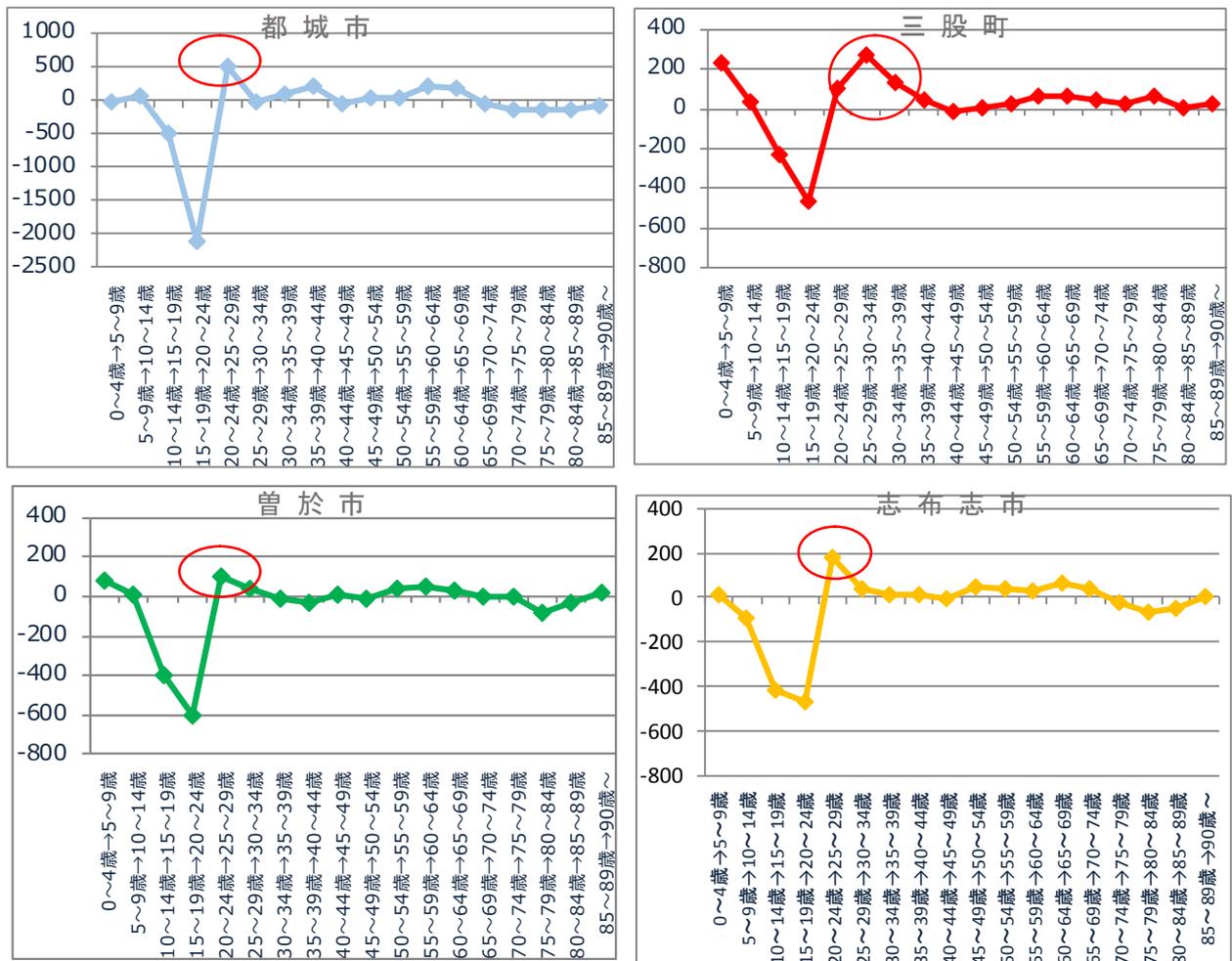
(7) 定住及び移住

■ 現状

年代別の社会増減を市町別にみると、10代後半から20代前半までの層を中心に大幅な転出超過となっています。これは全ての市町に共通することで、高校卒業を機に圏域外に進学や就職していることが考えられます。

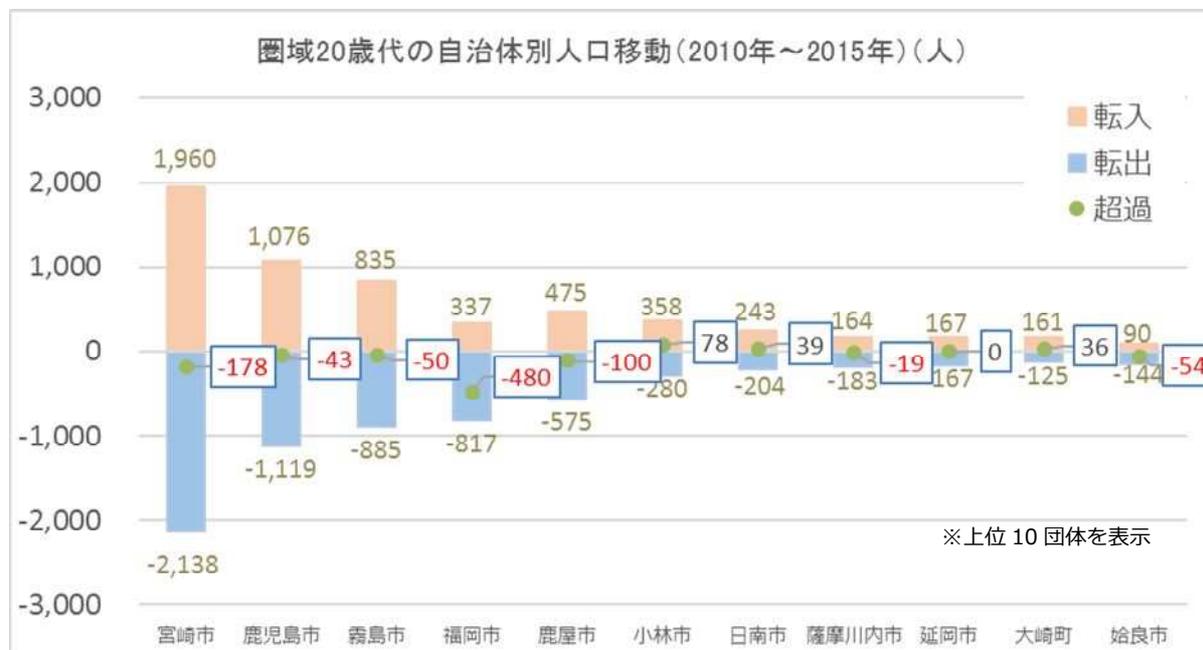
一方で、20代後半の層は、全ての市町で転入超過となっており、その要因の一つとして移住（U I Jターン²³）者が他の年代よりも多いことが推察できます。20歳代の転出入は、福岡市への転出超過（480人）が際立っていますが、宮崎市や鹿児島市からの転入の一定の受け皿となっています。

○各市町の社会増減（平成17年から平成22年）（単位：人）



資料：RESAS

²³ **UIJターン**：Uターンはふるさとを出て都市圏等へ就職・就学していた人がふるさとへ移住すること。Iターンは都市圏等の出身者が地方へ移住すること。Jターンは大都市等に就学・就職していた人がふるさとの近くの都市等に移住すること。



資料：RESAS

■ 課題

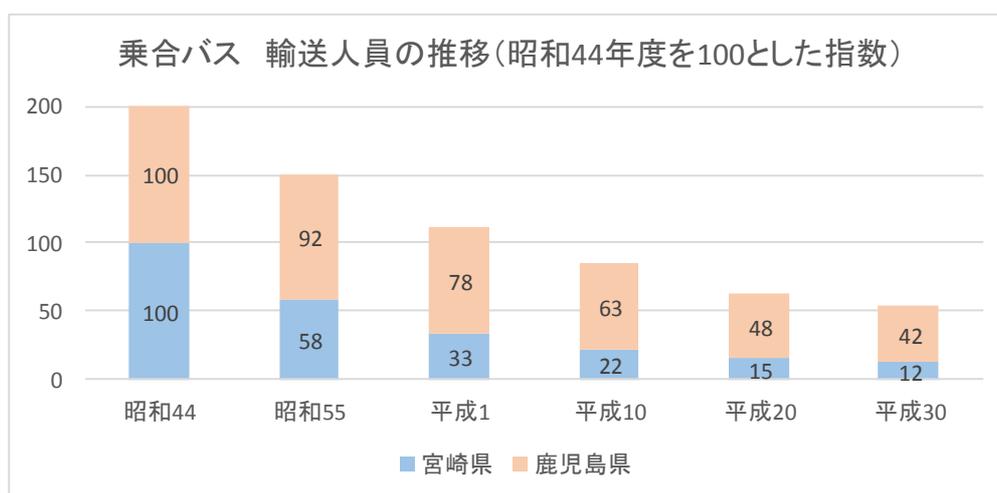
- 少子高齢化、人口減少を抑制する施策を展開するとともに、人口減少社会に対応した体制づくりが必要です。
- 各市町ともに、若年層の転出超過が極めて高い状況となっている一方、20代後半になると、転入超過の傾向が見られることから、その受け皿となる施策を展開する必要があります。
- 特に若者世代が定住しやすい環境づくりのため、雇用や子育てに関して、ライフステージ毎に対応した施策に取り組む必要があります。
- 圏域での移住相談件数、移住者数は、年々増加しているものの、人口減少は進行しているため、移住者増につながる取組が更に必要です。
- 地元企業等の魅力を伝える仕組みを構築するとともに、次世代を担う多様な人材を確保するための取組が急務です。
- 就労の場についての情報提供を充実させるとともに、希望の職種とのマッチングを図る必要があります。

(8) 地域公共交通

■ 現状

圏域内には、JR 日豊本線、JR 日南線及び JR 吉都線の鉄道、各社の高速バス、宮崎交通（株）、鹿児島交通（株）、（有）高崎観光バスが運行する路線バス、また、コミュニティバスや乗合タクシー、一般タクシー等、多様な公共交通が運行されています。

各市町においては、地域住民の生活交通である地方バス路線と地域交通ネットワークを維持するため、事業者に対して可能な限りの支援を行っていますが、近年の厳しい財政状況においては、その支援も限界に近づいています。一方、公共交通空白地域においては、住民からのコミュニティバス等の運行の要望が今後ますます高まることが予想され、将来的に持続可能な公共交通網の形成が不可欠となっています。



資料：平成30年度版 九州運輸要覧

■ 課題

- 超高齢社会に突入したことにより、運転免許証の自主返納の増加が見込まれるため、移動手段の確保等、ニーズに応じた圏域を結ぶ公共交通のあり方を検討する必要があります。
- 公共交通の利用促進には、多様な関係者との連携を含むモビリティ・マネジメント²⁴を圏域全体で展開する必要があります。
- 現在、圏域内を運行する幹線交通、支線交通について、各路線の利用実態を把握し、実態にあった運行内容を検討する必要があります。
- 圏域の活性化のために、都城志布志道路の全線開通を見越した地域公共交通の新しいあり方を検討する必要があります。

²⁴ モビリティ・マネジメント：一人ひとりの移動（モビリティ）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

(9) 行政人材の育成

■ 現状

行政人材の育成においては、平成24年度から26年度まで、都城市と志布志市において人事交流を行うとともに、平成22年度から圏域共通の行政課題の解決策を探る研修事業（特定課題解決型研修）を実施することによって、圏域全体に視点を置いた人材によるマネジメント能力の強化を図ってきました。

圏域の課題解決のための政策立案(研修テーマ一覧)

年度	タイトル	内容
H22	人口の現象社会の到来、少子高齢化社会とどう向き合うか	SHIMAZUグルメコンテストの実施
	町は人によって作られる＝人が育てば町は育つ	地元で活動する芸術家等の人材バンク
	圏域内の住民が「知って」「交わる」ための施策の提言	集落井戸端会議活性化事業
H23	スポーツでつながる道プロジェクト	「SHIMAZU CUP」(スポーツイベント)の開催
	きらり輝く地域資源再発掘事業～生涯現役のまち～	就農体験ツーリズムの実施
	地域公共交通ネットワーク～県境・市町境を越えて～	地域公共交通網の構築
H24	「定住サポート事業」来て♪見て♪住んでみて♪	定住に繋がる体験プログラムの発信と提案
	定住支援総合サイト(CoCoDe)－定住自立圏の働・住・育・楽の情報共有と発信－	圏域の情報を集約したサイトの開設
	圏域ポイント制導入による市民公益活動の推進と圏域住民の交流	圏域に共通したポイント付与制度の導入
H25	6次産業化のための展開と推進～みんなでつなげてつくり隊～	圏域が一体となって六次産業化の展開・推進
	プロジェクト圏動ROUTE6～既存公共施設の有効活用、相互利用～	図書館の活用
	未利用間伐材の利活用の推進と地域産業の創出	間伐材の活用
H26	AIOSプログラム ☆自分らしさの発掘☆	就業体験や研修等による若者の育成
	ふるさとSUGOROKU納税～「ふるさと納税」で圏域ファン獲得～	圏域で協力したふるさと納税の実施
	圏域コラボレーションダイニングバー 定住自立軒	焼酎文化とコラボレーションした食のイベントの実施
H27	Nonly1 プロジェクト～地の再認識と攻めの発信～	特産品のPRによるシティプロモーションの取組
	気軽にはじめよう「ひとつば農家」生活	園芸・農業交流促進
	定住のための子育て支援～この街で、1から人口を増やす！～	子育て世代をターゲットとした支援及び施設整備
H28	昼は旨い肉！広域圏エリア肉小屋計画	バーベキュー体験付肉小屋を設置による観光振興
	S&M40前後～スマートフォンアプリやゲームなどを活用した地域課題解決～	ゲームサークル設立による職員交流推進
	SNSで繋ぐ！「島津再菜」プロジェクト	野菜(廃棄野菜)の利活用の取組
H29	実施なし	
H30	畜産後継者発掘！～産学官連携による後継者不足の解消～	若年層への畜産業の興味喚起、法人化支援等
	新規就農相談のワンストップ化～地元の強みを生かして～	圏域に新規就農者を呼び込む定住促進の取組
	地域版キzzaニア	郷土愛の醸成、将来の職業選択一役担う取組

資料：都城市研修担当課

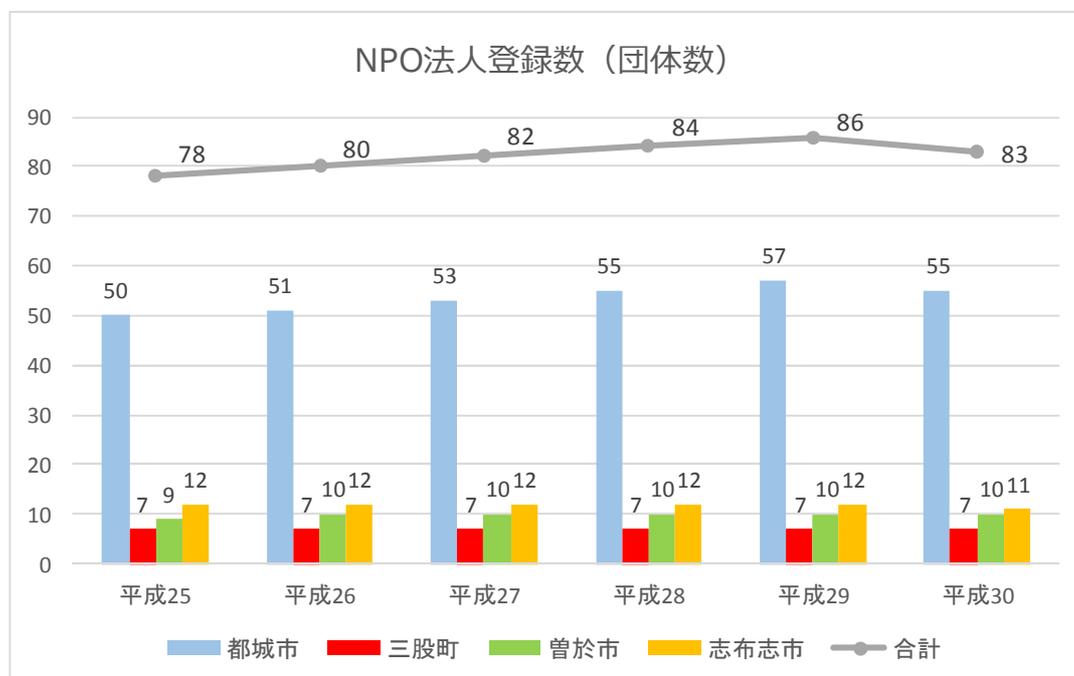
■ 課題

○複雑化・多様化する住民サービスの水準の維持及び持続可能な圏域全体の自治体経営のために、若手中堅職員を対象とした合同研修を実践的な内容に改善するなど、行政人材の育成を図っていく必要があります。

(10) 民間人材の育成

■ 現状

圏域を牽引する人材を確保し育成する取組においては、住民一人ひとりが地域の問題に関心を持ち、地域の運営に関わること、あるいは、特定非営利活動法人及び地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「NPO²⁵法人等」という。）をはじめとした中間支援組織が新たな公共サービスの担い手として活動することなどが、より一層重要になってくると考えられます。また、外部人材の活用については、各市町ともに、地域おこし協力隊²⁶を積極的に導入するなど、隊員の地域協力活動をとおして実践的な人材の確保・育成を図っています。



資料：都城市コミュニティ文化課

■ 課題

- NPO 法人等を対象とした中間支援組織の体制整備について、圏域市町による連携した取組によって、更なる拡充を図っていく必要があります。
- 各市町において、地域おこし協力隊等の外部人材を誘致し、地域活性化を図っていますが、今後、圏域を牽引する人材として定住できるよう圏域全体で連携して取り組んでいく必要があります。

²⁵ NPO：様々な分野で主体的に社会貢献活動を行う民間の非営利活動団体（Non-Profit Organization）

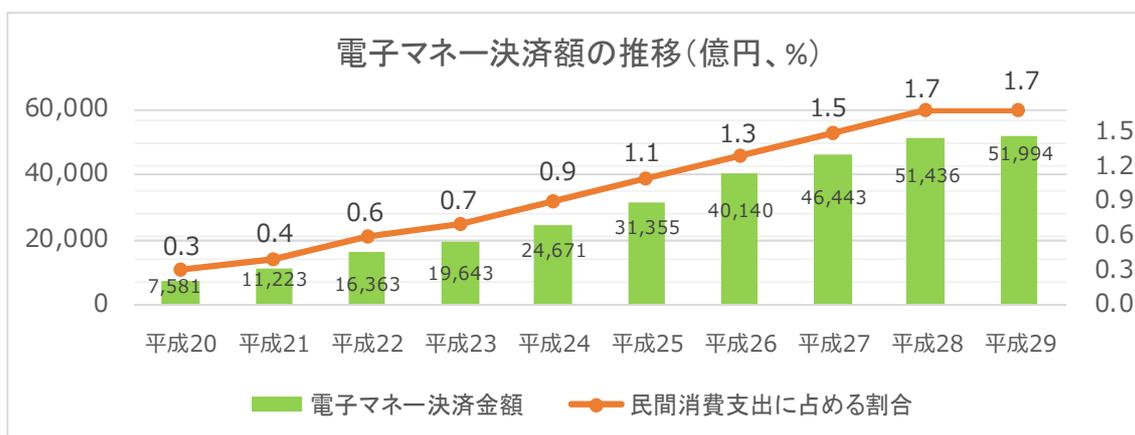
²⁶ 地域おこし協力隊：都市圏等から地方に移住し、概ね1年以上3年以下の期間、当該地方自治体の委嘱を受け、地域で生活し、各種の地域協力活動に従事する者。

(11) ICT化

■ 現状

現在、我々の想像を超えるスピードでデジタル技術が進展しており、コミュニケーションのあり方をはじめ、仕事、観光、医療・介護等のあらゆる場面でICT²⁷が大きな影響を与えています。また、IoT²⁸、AI²⁹、ビッグデータ³⁰等は、社会にこれまで以上の変革をもたらしつつあります。

こうした状況を踏まえ、国は「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定するとともに、電子マネー³¹等によるキャッシュレス決済の促進や、5G³²等の新技術の出現も踏まえ、我が国が目指すべき未来の社会の姿を Society5.0³³と位置づけ、新しい価値の創出により、山積する課題を乗り越え、持続可能な地域社会を実現することとしており、自治体にとっても ICT 化の取組は急務と言えます。



資料：平成30年度情報通信白書（総務省）「日本銀行「電子マネー係数」を元に作成」

■ 課題

- 都市部と比較し、民間主導でのICT化の取組が少なく、インフラも整っていないことから、圏域全体でのICT化が進んでいません。
- IoT、RPA³⁴、AI等様々なテクノロジーが台頭する中で、特に地方自治体においては、ICT化を担うことができる人材が不足しています。
- ICT関係企業が都市部に集中していることから、地方自治体では情報収集やパートナー企業を得ることが困難であるといった課題があります。

²⁷ ICT：Information and Communications Technology を略したもので、情報通信技術の総称。

²⁸ IoT：モノのインターネット（Internet of Things）

²⁹ AI：人工知能（Artificial Intelligence）

³⁰ ビッグデータ：インターネットの普及やコンピューターの処理速度の向上等に伴い生成される大容量のデジタルデータ。

³¹ 電子マネー：現金の代わりにコンピューターネットワーク上でICカード等を利用して決済するもの。

³² 5G：第5世代移動通信システム（5th Generation）

³³ Society5.0：①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会。

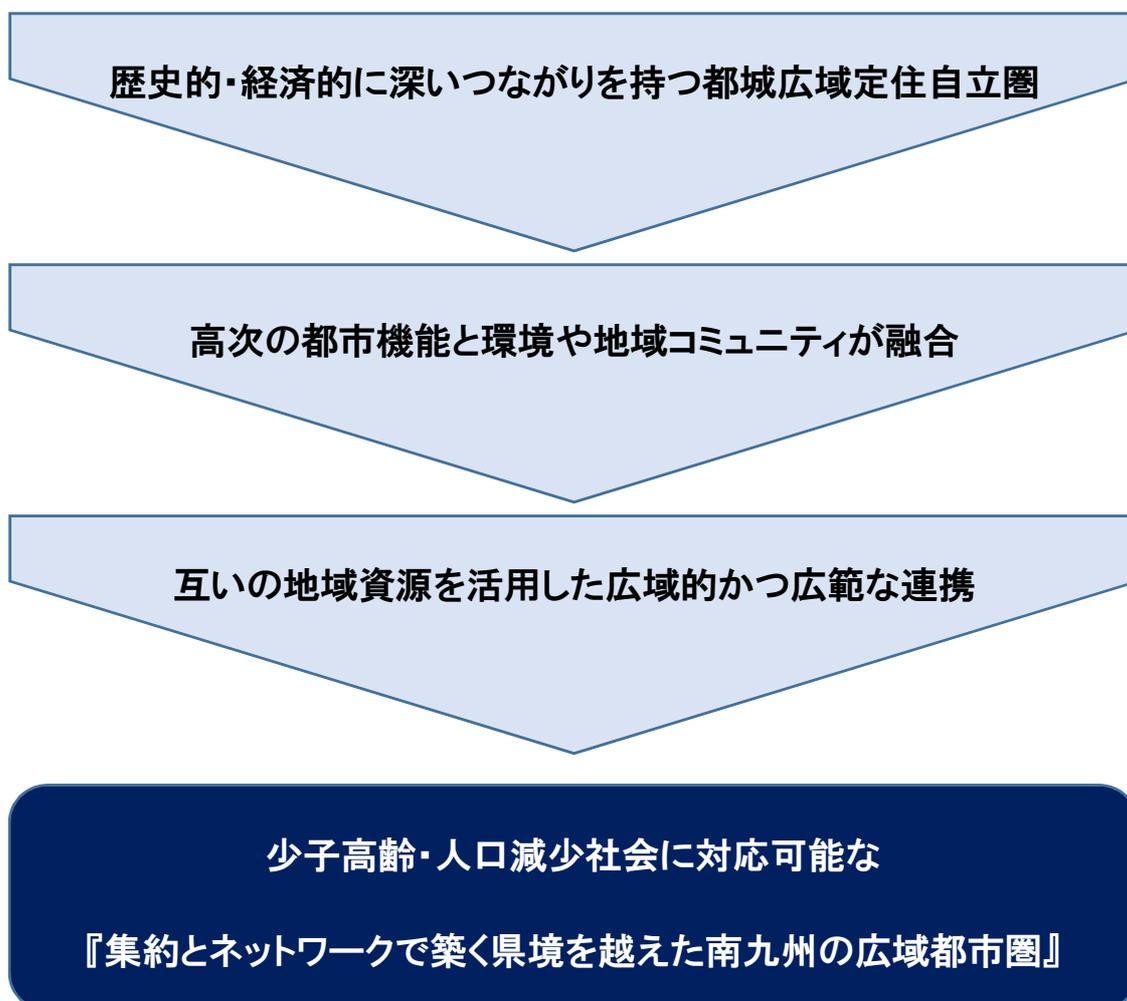
³⁴ RPA：人工知能等を活用した業務の効率化・自動化の取組（Robotic process automation）

第4章 基本的な方向性

第1節 目指すべき将来像

日本社会全体として、人口減少、少子高齢化が急速に進行している中、依然として東京一極集中の傾向が継続しており、若年層を中心として、地方から東京圏に人口が流出していることにより、地方における人口減少に拍車がかかっている状況にあります。

このため、本圏域では、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、関係市町においては必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、下の図のとおり目指すべき将来像を描いています。

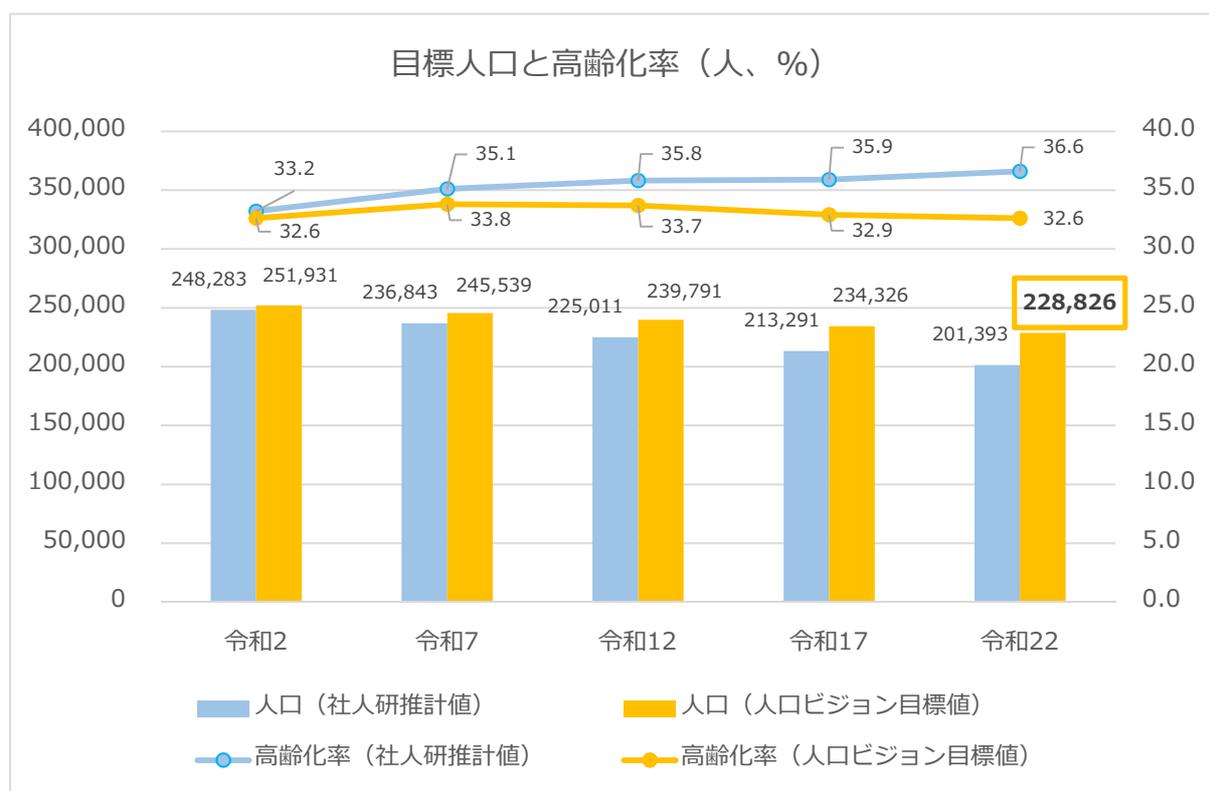


【中長期的な将来の人口、高齢化率の目標】

○目標人口（人）

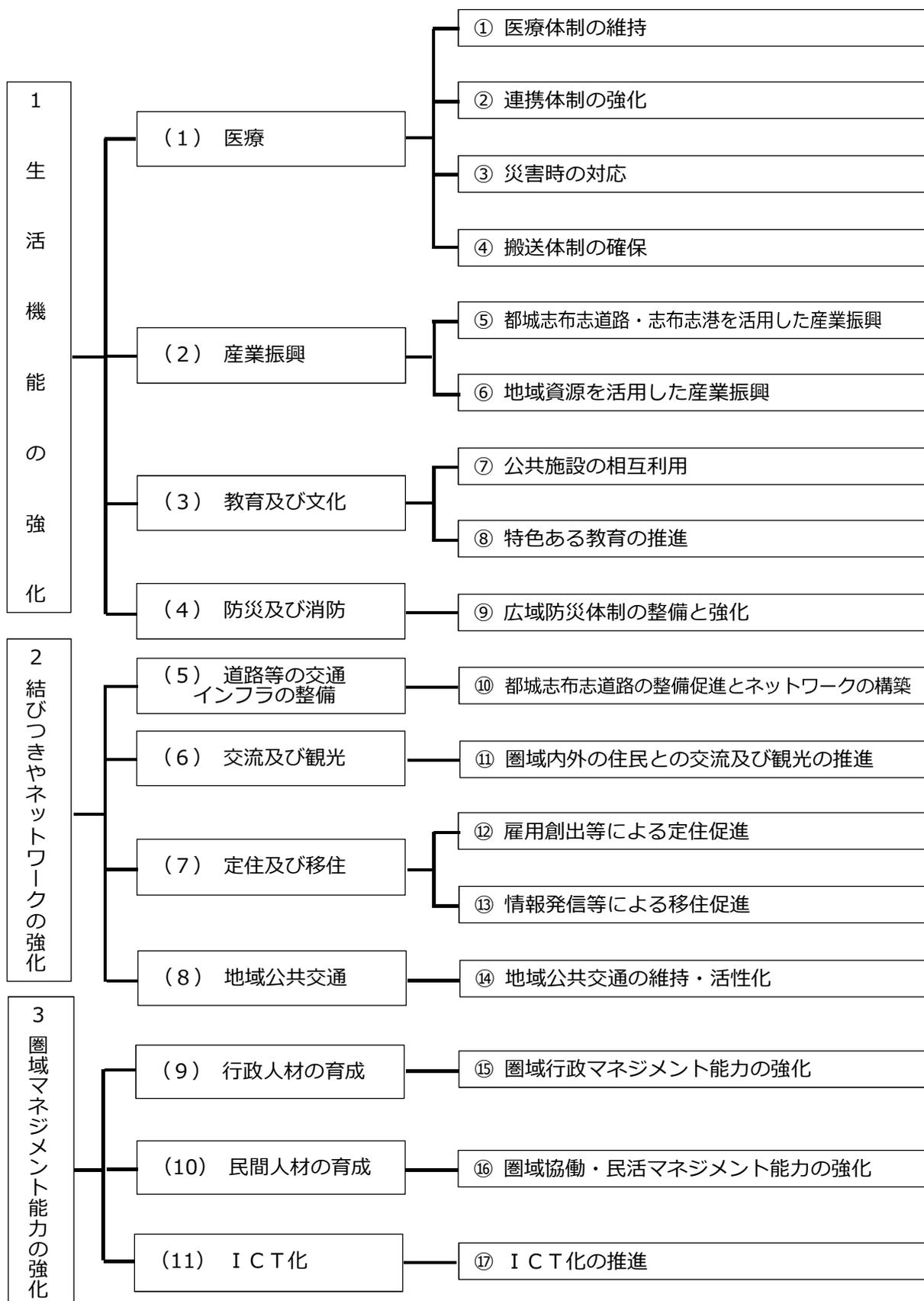
自治体／年	令和2	令和7	令和12	令和17	令和22
都城市	162,177	158,237	154,709	151,054	147,216
三股町	24,629	24,400	24,104	23,767	23,378
曾於市	34,736	33,243	31,854	30,634	29,404
志布志市	30,389	29,659	29,124	28,871	28,828
計	251,931	245,539	239,791	234,326	228,826

資料：各市町人口ビジョン



資料：各市町人口ビジョン、RESAS（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成30年推計）」）

第2節 政策分野の体系



第5章 目標と具体的な取組

第1節 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

① 医療体制の維持

協 定 の 内 容	<p>取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域の救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設³⁵の維持及び充実を図る。 ・休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制（以下「休日・夜間救急診療体制等」という。）を維持するとともに、その充実を図る。 ・関係機関と連携し、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。
	<p>中心市（都城市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域の救急医療提供体制を確保するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。 ・初期救急医療における休日・夜間救急診療体制等を維持する。 ・二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援する。 ・関係機関と連携し、救急医療拠点施設及び国立病院機構都城医療センターにおける医療従事者の確保対策に取り組むとともに、将来的な視点で医療従事者の育成を支援する。
	<p>関係市町（三股町・曾於市・志布志市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三股町は、都城市と協議の上、救急医療拠点施設の維持又は充実を支援する。 ・曾於市及び志布志市は、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設の整備を支援する。 ・三股町は、都城市の実施する休日・夜間救急診療体制等を維持するため、受益に応じた経費を負担する。 ・曾於市及び志布志市は、都城市の実施する休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制を維持するため、受益に応じた経費を負担する。 ・三股町、曾於市及び志布志市は、二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援するため、受益に応じた経費を負担する。 ・三股町は、都城市の実施する医療従事者の確保対策に協力する。 ・曾於市及び志布志市は、都城市の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。

³⁵ 救急医療拠点施設 本共生ビジョンでは、都城市郡医師会病院、都城夜間急病センター、都城健康サービスセンターを指す。

【具体的な取組】

- 利用者に分かり易い医療施設への交通案内表示を整備
- 都城夜間急病センターにおける夜間急患診療を都城市北諸県郡医師会に委託して実施
- 休日急患診療事業を都城市北諸県郡医師会に委託して実施
- 歯科休日急患診療事業を都城歯科医師会に委託して実施
- 二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を図るため、都城市北諸県郡医師会を支援
- 医師等の確保について、都城圏域救急医療広域連携連絡協議会による大学医局への要請
- 派遣医師と関係機関、地域住民等との交流により、地域医療に対する理解を深める取組を実施
- 将来的な視点で医療従事者の育成を図るため、小中高校生向けの職場体験等を開催
- 看護師等の養成・確保のため、看護専門学校等と連携し広報・啓発活動を実施

重点業績評価指標（K P I）	基準値（H30）	目標値（R6）
都城夜間急病センターの診療科目・時間の維持	3科・12時間	3科・12時間

② 連携体制の強化

協 定 の 内 容	<p>取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設をはじめとする医療機関及び関係機関との連携体制を強化する。 ・健康寿命延伸のため、生活習慣病等の予防対策に取り組む。
	<p>中心市（都城市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、三股町、曾於市及び志布志市とともに医療連携体制を構築する。 ・生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークを構築する。
	<p>関係市町（三股町・曾於市・志布志市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三股町、曾於市及び志布志市は、都城市が行う医療連携体制の構築に協力する。 ・三股町、曾於市及び志布志市は、都城市が行う生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークの構築に協力する。

【具体的な取組】

- 生活習慣病や介護予防等のため、健康寿命延伸につながる継続的な対策に取り組む
- 生活習慣病やCKD³⁶予防において、圏域の保健師や管理栄養士等のネットワークにより重症化の予防等に向けた各種取組を促進
- 適正受診を推進するため、圏域で連携し広報等を活用した啓発活動を継続的に実施
- 地域連携クリティカルパス³⁷の活用を推進

重点業績評価指標（K P I）	基準値（H30）	目標値（R6）
生活習慣病予防等に向けた情報交換の実施	-	5回 (R2～R6)

³⁶ CKD：慢性腎臓病

³⁷ 地域連携クリティカルパス：急性期から回復期にいたるまで早期に在宅復帰できるよう診療計画を作成し、その計画を医療機関やリハビリ、介護関係等の関係機関が共有し用いるもの。

③ 災害時の対応

協 定 の 内 容	<p>取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害、感染症等の発生に備えて、圏域内の地域災害医療センター³⁸をはじめとする関係機関との相互連携を構築する。
	<p>中心市（都城市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、災害派遣医療チームの編成、感染症等への対応等圏域内の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。
	<p>関係市町（三股町・曾於市・志布志市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三股町は、都城市とともに地域災害医療センターの充実に協力し、圏域内の災害等に備えた相互応援体制を構築する。 ・曾於市及び志布志市は、関係機関と連携し、地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、都城市と協力して圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

【具体的な取組】

- 災害発生時における DMAT や JMAT³⁹の派遣に向けた訓練や研修に参加
- 圏域内の被災時における DMAT や JMAT の受入れに向けた体制の整備
- 災害発生時を想定し、県が養成する災害医療コーディネーター⁴⁰と連携し、定期的な訓練や研修会を実施

重点業績評価指標（K P I）	基準値（H30）	目標値（R6）
DMAT編成に向けた訓練	1回	5回 (R2～R6)

³⁸ **地域災害医療センター**：災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する機関。本圏域内では、都城市郡医師会病院や曾於医師会立病院を指す。

³⁹ **DMAT や JMAT**：DMAT は、医師、看護師、救急救命士、事務員等で構成され地域の医療体制では対応できないほどの大規模災害や事故等の現場に急行する医療チーム。JMAT は、DMAT が撤退するのと入れ替わるようにし被災地に入り、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支える活動を行う。

⁴⁰ **災害医療コーディネーター**：災害時に、適切な医療体制の構築を助言し、医療機関への傷病者の受入れ調整等の業務を行う医師。また、災害拠点病院内に設置されている DMAT 活動拠点本部へ指示する役割を担う。

④ 搬送体制の確保

協定の内容	<p>取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害、感染症等の発生に対応できる搬送体制を確保する。
	<p>中心市（都城市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 区域⁴¹内における救急搬送機能を強化するとともに、曾於市、志布志市及び大隅曾於地区消防組合と連携して圏域における搬送体制を確保する。 救急搬送機能を確保するため、救急車の適切な利用等について啓発を行う。 計画的に救急救命士の育成を行う。
	<p>関係市町（三股町・曾於市・志布志市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 三股町は、都城市の行う圏域の救急搬送機能の確保に協力し、救急車の適切な利用等について啓発を行う。 曾於市及び志布志市は、都城市及び大隅曾於地区消防組合と連携し、圏域の救急搬送機能を確保するとともに、救急車の適切な利用等について啓発を行う。 三股町は、都城市の行う救急救命士の育成について協力する。 曾於市及び志布志市は、大隅曾於地区消防組合と連携し、計画的に救急救命士の育成を行う。

【具体的な取組】

- 都城市及び大隅曾於地区消防組合による合同の勉強会等を開催し、情報共有や技術の習得を促進
- 感染症等の発生時に対応するため、関係機関と協力してマニュアルを作成
- より高度な救急搬送機能に対応できるよう高規格救急自動車等を計画的に導入・更新
- ドクターカー運用の定期的な研修において、関係機関との情報共有や事例検証を実施
- 救急車の適正利用を推進するため、広報等を活用した啓発活動を実施
- 救命率を向上させるため、応急手当講習等を開催し、AED使用等に対応できるバイスタンダー⁴²を育成

重点業績評価指標（KPI）	基準値（H30）	目標値（R6）
救急救命士の新規資格取得者数 （都城市消防局及び大隅曾於地区消防組合）	3人	15人 （R2～R6）

⁴¹ 区域：各市町の区域

⁴² バイスタンダー：救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）。

(2) 産業振興

⑤ 都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興

協 定 の 内 容	<p>取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都城志布志道路・志布志港を活用し、圏域の産業の活性化を図る。
	<p>中心市（都城市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな工業団地を整備する。 ・ 三股町、曾於市及び志布志市と協力し、企業立地活動に取り組む。 ・ 三股町、曾於市及び志布志市と協力し、志布志港の利用促進活動に取り組む。
	<p>関係市町（三股町・曾於市・志布志市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 曾於市及び志布志市は、新たな工業団地を整備する。 ・ 三股町、曾於市及び志布志市は、都城市と連携し、企業立地活動に取り組む。 ・ 三股町、曾於市及び志布志市は、都城市と連携し、志布志港の利用促進を図る。

【具体的な取組】

- 工業団地の整備状況等、立地環境及び地域の人材や技術等の情報発信
- 製造業や物流関連企業、情報サービス業の積極的な企業立地の推進
- 企業進出の基盤となる新たな工業団地を整備
- 地域産業の振興と新たな雇用の創出
- 志布志港の航路及び貨物の維持・拡充を促進
- 志布志港の利用促進を図るため、ポートセールス⁴³等を実施

重点業績評価指標（K P I）	基準値（H30）	目標値（R6）
圏域の企業立地件数	19 件	90 件 (R2～R6)

⁴³ ポートセールス：港への貨物の集積及び海上コンテナ航路等の誘致を推進し、物流拠点等として、その発展を図るもの。

⑥ 地域資源を活用した産業振興

協 定 の 内 容	取組の内容 ・地域の特性及び地域資源を有効に活用した産業振興を図る。
	中心市（都城市）の役割 ・三股町、曾於市及び志布志市と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。
	関係市町（三股町・曾於市・志布志市）の役割 ・三股町、曾於市及び志布志市は、都城市と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。

【具体的な取組】

- 道の駅等を活用して、圏域内の産品や技術を圏域内で消費・活用する域内取引を促進
- 地域農業を担う青年農業者、農業後継者及び新規就農者の育成・確保に向けた活動支援
- 安全で安心できる農林畜産物の品質確保及び向上
- ロボット技術やICT⁴⁴を活用したスマート農業を促進
- 地場産品の高付加価値化と販路開拓による地域産業の活性化
- 農商工連携や6次産業化⁴⁵の取組の促進による圏域の成長産業の創出

重点業績評価指標（K P I）	基準値（H30）	目標値（R6）
6次化商品開発件数	24件	145件 (R2～R6)

⁴⁴ ICT：Information and Communications Technology を略したもので、情報通信技術の総称。

⁴⁵ 6次産業化：1次産業としての農林畜産業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業と総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

(3) 教育及び文化

⑦ 公共施設の相互利用

協 定 の 内 容	<p>取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進し、圏域住民の利便性及び生活の質の向上を図る。
	<p>中心市（都城市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。
	<p>関係市町（三股町・曾於市・志布志市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三股町、曾於市及び志布志市は、圏域内の公共施設の相互利用を推進する。

【具体的な取組】

- 圏域の拠点施設の利用者の増加に向けた取組
- 圏域住民による図書館の相互利用の促進
- 圏域の公共施設の情報を共有化し広く紹介

重点業績評価指標（K P I）	基準値（H30）	目標値（R6）
圏域内の図書館の相互利用者数 ⁴⁶	34,814 人 （～H30）	38,000 人 （～R6）

⁴⁶ 圏域内の図書館の相互利用者数：圏域内の図書館における、自市町の住民を除く圏域内の市町住民の登録者数の合計

⑧ 特色ある教育の推進

協 定 の 内 容	取組の内容 ・圏域内の自然・歴史・文化・人材を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。
	中心市（都城市）の役割 ・圏域内の豊富な地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。
	関係市町（三股町・曾於市・志布志市）の役割 ・都城市と連携し、地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

【具体的な取組】

- 高等教育機関と協働した取組を圏域全体に波及
- 国際感覚を持った人材の育成
- 生涯学習の機会の充実
- ICT⁴⁷化を推進するなどによる教育環境の整備充実
- 地域の歴史の伝承と郷土愛の醸成
- 民俗芸能伝承活動の推進
- 若年層の「地元で働く」意識の醸成を図るキャリア教育⁴⁸を推進

重点業績評価指標（K P I）	基準値（H30）	目標値（R6）
高等教育機関と協働した取組件数	37 件 (H30)	45 件 (R6)

⁴⁷ ICT：Information and Communications Technology を略したもので、情報通信技術の総称。

⁴⁸ キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達を促す教育

(4) 防災及び消防

⑨ 広域防災体制の整備及び強化

協 定 の 内 容	<p>取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備及び強化を図る。
	<p>中心市（都城市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。
	<p>関係市町（三股町・曾於市・志布志市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三股町、曾於市及び志布志市は、都城市と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

【具体的な取組】

- 「防災の道」としての都城志布志道路を活用した広域支援体制の構築
- 各市町の相互連携に向けた共通理解とニーズの把握のため防災訓練や研修会を実施
- 民間企業等との応援協定の締結と活用に向けた仕組みづくり
- 「都城市と大隅曾於地区消防組合との消防相互応援協定」に基づき、災害発生時における協力体制を維持
- 各消防団員の災害対応能力の向上と技術の練磨
- 大規模災害時の対応に備え、各消防団員より選抜された機能別消防団員⁴⁹を養成
- 内陸部の地理的特性を活かし、大規模災害時の後方支援拠点としての体制を整備

重点業績評価指標（K P I）	基準値（H30）	目標値（R6）
防災訓練・研修会の実施	-	5回 (R2~R6)
消防団広域連携訓練の実施	4回 (~H30)	10回 (~R6)

⁴⁹ 機能別消防団員：能力や事情に応じて特定の活動に従事する団員。例として、大規模災害活動を担う「大規模災害団員」等が存在する。

第2節 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(5) 道路等の交通インフラの整備

⑩ 都城志布志道路の整備促進及びネットワークの構築

協 定 の 内 容	<p>取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域の救急医療提供体制及び圏域内の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。 ・雇用創出、定住促進等のため、都城志布志道路を有効活用できるようアクセス性の向上を図る。
	<p>中心市（都城市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、曾於市及び志布志市と連携して圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。 ・都城志布志道路へのアクセス性を高めるため、必要な道路を整備する。
	<p>関係市町（三股町・曾於市・志布志市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・曾於市及び志布志市は、都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、都城市と連携して圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。 ・三股町、曾於市及び志布志市は、都城志布志道路へのアクセス性を高めるため、必要な道路を整備する。

【具体的な取組】

- 都城志布志道路の建設促進を図るため、事業者等への提言活動並びに積極的な支援
- 都城志布志道路の有効活用を図るために、アクセス性向上に資する市町道を整備
- 都城志布志道路の早期完成に向けた地元の機運醸成
- 都城志布志道路の完成後の活用促進を見据えた検討
- 東九州自動車道及び志布志港の整備促進に向けた各種協議会を活用した要望活動の実施
- 志布志港に係るポートセミナー⁵⁰を実施

重点業績評価指標（KPI）	基準値（H30）	目標値（R6）
都城志布志道路早期開通に向けた要望活動	国 8 回 県 4 回	国 40 回 県 20 回 (R2~R6)

⁵⁰ ポートセミナー：港の利用メリットのPRや利用促進を図ること等を目的として実施されるセミナー

(6) 交流及び観光

⑪ 圏域内外の住民との交流及び観光の推進

協 定 の 内 容	<p>取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受入体制を整備するとともに、その魅力を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。
	<p>中心市（都城市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 三股町、曾於市及び志布志市と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の歴史、自然及び体育施設等の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。
	<p>関係市町（三股町・曾於市・志布志市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 三股町、曾於市及び志布志市は、都城市と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。

【具体的な取組】

- 体験活動等を充実化し圏域への関心を高め、誇りや愛着を育む取組を実施
- 各市町のホームページに加え、SNS⁵¹の充実等、圏域外への情報発信を強化
- 既存の観光メニューと観光地を連携させた新たな連携メニューの構築
- 圏域内共通の食のコンテンツ等による圏域外でのプロモーション活動
- スポーツ合宿等の誘致を推進
- 志布志港からの旅行客を対象とした圏域周遊促進の取組
- インバウンドを見据えた環境整備や取組の推進

重点業績評価指標（KPI）	基準値（H30）	目標値（R6）
圏域内の観光入込客数	4,060,228 人	23,510,000 人 (R2~R6)

⁵¹ SNS: Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

(7) 定住及び移住

⑫ 雇用創出等による定住促進

協 定 の 内 容	取組の内容 ・企業及び団体と連携した雇用創出等の取組により、定住促進を図る。
	中心市（都城市）の役割 ・圏域内の企業及び団体と連携した雇用創出活動等により、圏域への定住を誘導する。
	関係市町（三股町・曾於市・志布志市）の役割 ・三股町、曾於市及び志布志市は、都城市と連携し、雇用創出活動等を推進するとともに、区域 ⁵² 内の自然及び住みやすさを活かし、定住人口の増加に対応した居住工リアの整備を図る。

【具体的な取組】

- 関係機関等との連携により、求職者と事業者とのマッチングを促進
- 地元企業や高等学校等とのパートナーシップ⁵³を強化し、若年層の転出抑制や離職率を改善
- 高校生等への地元企業に関する情報提供や、大学生へのインターンシップ⁵⁴の取組の促進
- 出会いや結婚を希望する独身者に対し、出会いの場の提供や結婚等の支援体制の強化
- 子ども・子育て支援サービスを充実させ、安心と喜びの中で子どもを産み、育てられる環境を整備
- 女性の活躍や復職を支援するなど、安心して働ける環境を整備

重点業績評価指標（K P I）	基準値（H30）	目標値（R6）
都城公共職業安定所管内における一般職業紹介の就職率	54.8%	58.2%
大隅公共職業安定所管内における一般職業紹介の就職率	52.1%	52.1%

⁵² 区域：各市町の区域

⁵³ パートナーシップ：ここでいうパートナーシップとは、官民協働を指す。

⁵⁴ インターンシップ：高校生や大学生が地域の企業等において、学習内容や将来の進路希望に応じた就業体験を行うこと。実際の知識や技術に触れることにより学習意欲を喚起するとともに、自己の進路選択に主体的に取り組む態度と能力の育成を目指す。

⑬ 情報発信等による移住促進

協 定 の 内 容	取組の内容 ・圏域内における移住を促進するため、圏域全体で新たな魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外にその魅力及び情報を発信する。
	中心市（都城市）の役割 ・圏域の魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。
	関係市町（三股町・曾於市・志布志市）の役割 ・三股町、曾於市及び志布志市は、都城市と連携し、圏域の魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。

【具体的な取組】

- 移住希望者のニーズに合った情報を一元化し、SNS⁵⁵等により積極的に情報を発信
- 県や関係団体が主催する都市圏における移住相談会に積極的に参加
- 移住後、定住された方や関係機関と連携しながら、移住希望者に対する相談体制を強化
- 移住者を受け入れる圏域内の企業の開拓やマッチングを行うなど、受け皿づくりを支援
- 地域おこし協力隊等を都市部から受け入れ、外部人材の活力の取り込みを推進

重点業績評価指標（K P I）	基準値（H30）	目標値（R6）
移住者数 ⁵⁶	195人	2,000人 (R2~R6)

⁵⁵ SNS: Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

⁵⁶ 移住者数: 各市町の移住施策を活用した移住者

(8) 地域公共交通

⑭ 地域公共交通の維持・活性化

協 定 の 内 容	<p>取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域間を結ぶバス、鉄道路線等住民の日常生活及び経済活動に必要な公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。
	<p>中心市（都城市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。
	<p>関係市町（三股町・曾於市・志布志市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三股町、曾於市及び志布志市は、都城市と連携し、広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

【具体的な取組】

- 広域的・幹線的バス路線について、バス事業者等と協力し、路線バスの利便性の向上を推進
- コミュニティバス⁵⁷等、地域の実情に応じた移動手段を推進又は検討
- 都城志布志道路を活用する路線バス等の運行について、圏域内で協働して調査研究を実施

重点業績評価指標（KPI）	基準値（H30）	目標値（R6）
圏域間を結ぶバス路線（県市町補助路線）の維持路線数	14 路線	14 路線

⁵⁷ コミュニティバス：交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し運行するもの。

第3節 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(9) 行政人材の育成

⑮ 圏域行政マネジメント能力の強化

協 定 の 内 容	<p>取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行う。
	<p>中心市（都城市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域マネジメントの強化を図るため、職員研修等を企画運営する。 ・職員の資質の向上を図る取組を推進する。
	<p>関係市町（三股町・曾於市・志布志市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三股町、曾於市及び志布志市は、都城市が行う職員研修等に協力する。 ・三股町、曾於市及び志布志市は、職員の資質の向上を図る取組を推進する。

【具体的な取組】

- 若手中堅職員の政策立案能力向上のため、圏域市町間において横断的な職員研修を実施
- 幹部職員の更なるマネジメント能力の強化を組み込んだ実践的な研修事業の実施
- 圏域の連携の強化や、活性化につながる調査研究の実施
- 外国人住民等の増加を踏まえた、多文化共生の意識を醸成する取組を推進

重点業績評価指標（K P I）	基準値（H30）	目標値（R6）
圏域の課題解決のための政策立案数	24本 (H22～H30)	39本 (～R6)

(10) 民間人材の育成

⑩ 圏域協働・民活マネジメント能力の強化

協 定 の 内 容	<p>取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人や、地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「NPO⁵⁸法人等」という。）の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。 ・民間人材の育成及び高度な技術等の民間資源を活用した取組を推進する。
	<p>中心市（都城市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人等の地域活動団体の設立及び活動を中間的な立場で支援する体制を整える。 ・圏域内の NPO 法人等の連携推進を図るとともに、NPO 法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。 ・圏域全体の地域力向上のため、民間資源を活用した取組並びにそれを支える民間の人材の育成及び活用を図る。
	<p>関係市町（三股町・曾於市・志布志市）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三股町、曾於市及び志布志市は、都城市の体制づくりに協力及び連携推進を支援するとともに、区域⁵⁹内の NPO 法人等の情報を都城市に提供する。 ・三股町、曾於市及び志布志市は、都城市の取組を支援し、民間資源の活用及び民間人材の育成を図る。

【具体的な取組】

- NPO 法人等の事業力強化に寄与する情報の提供
- NPO 法人等の育成や活動、団体間の連携を支援
- 地域活動団体や企業等、多様な事業主体間の連携推進や活動の活性化を促進
- 圏域の地域おこし協力隊による連携した取組を促進
- 地域コミュニティの維持・活性化のため、持続可能な地域づくりを推進

重点業績評価指標（K P I）	基準値（H30）	目標値（R6）
圏域に事務所を有するNPO法人の 設立件数	91 件 (~H30)	115 件 (~R6)

⁵⁸ NPO：様々な分野で主体的に社会貢献活動を行う民間の非営利活動団体（Non-Profit Organization）

⁵⁹ 区域：各市町の区域

(11) ICT化

⑰ ICT化の推進

協 定 の 内 容	取組の内容 ・ICT ⁶⁰ 化の推進を図るため、ICTによる課題解決手法の検討及び人材育成等の取組を推進する。
	中心市（都城市）の役割 ・専門家による研修会等を実施するとともに、最先端技術の情報収集を行い、人材育成及びICT化推進のための体制を構築する。
	関係市町（三股町・曾於市・志布志市）の役割 ・三股町、曾於市及び志布志市は、都城市が行う研修会等に参加するとともに、情報を相互に共有し、人材育成及びICT化推進のための体制構築に協力する。

【具体的な取組】

- 総務省が設置している地域情報化アドバイザー等の外部人材を活用した研修会を実施
- 共同でグループワーク等を実施し、各市町で実施しているICT施策の横展開を検討
- AI⁶¹及びロボティクスの導入拡大を推進
- 電子マネー⁶²等によるキャッシュレス決済について、行政分野における活用を検討
- マイナンバーカードを活用した事業を実施
- オープンデータ⁶³をEBPM⁶⁴に活かすなど、データや技術を使いこなす職員の育成

重点業績評価指標（KPI）	基準値（H30）	目標値（R6）
ICTに係る研修会の実施回数	—	5回 (R2～R6)

⁶⁰ ICT：Information and Communications Technologyを略したもので、情報通信技術の総称。

⁶¹ AI：人工知能（Artificial Intelligence）

⁶² 電子マネー：現金の代わりにコンピューターネットワーク上でICカード等を利用して決済するもの。

⁶³ オープンデータ：国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用され、機械判読に適し、無償で利用できる形で公開されたデータ

⁶⁴ EBPM：Evidence-Based Policy Makingの略。証拠に基づく政策立案。政策目的を明確化させ、その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、「政策の基本的な枠組み」を証拠に基づいて明確にするための取組。

第6章 施策の推進

1 中心市、関係市町、住民等との連携・協働

「集約とネットワークで築く県境を越えた南九州の広域都市圏」を実現するためには、中心市、関係市町、圏域住民等の多様な主体が、適切な役割分断と更なる連携・協働のもと、一体となって定住自立圏構想の推進に取り組んでいくことが重要です。

(1) 中心市の役割

定住自立圏の中心市は、大規模商業・娯楽機能、中核的な医療機能、各種の生活関連サービス機能等、行政機能・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、自らの住民のみならず、近隣の市町住民もその機能を活用しているような、都市機能においてスピルオーバー効果⁶⁵が生じている都市であることが必要です。都市機能の充実化は、近隣の市町を含めた圏域全体の生活機能を確保し、魅力を向上させることにつながるものであることから、中心市は圏域全体のマネジメントを担うことが求められています。

(2) 関係市町の役割

関係市町は、環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化等の観点からの重要な役割を担い、人口定住のための必要な生活機能を確保するため、役割分担し、相互に連携していくことが求められています。

2 推進体制

本ビジョンに基づき、定住自立圏構想の推進を図るため、中心市及び関係市町の関係部局等が認識を共有し連携して一丸となって施策を推進します。また、定住自立圏構想が本圏域にとって重要な取組であることを踏まえ、その振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(1) 都城広域定住自立圏構想協議会

都城広域定住自立圏構想協議会は、都城市長を会長、副会長を三股町長、曾於市長、志布志市長、会員を各市町議会議長とし、全圏域的な連携を図りながら定住自立圏構想に係る取組を総合的に推進します。

⁶⁵ スピルオーバー効果：公共サービスの便益が、給付を行った公共体の行政区域を超えて拡散し、費用負担をしていない周辺の公共体もその便益を享受する現象であり、ある種の外部経済効果である。例として、公園、公共施設の便益が周辺に及ぶ場合のほか、河川の水質規制の強化が下流域の他の公共体にその便益が拡散する場合等があげられる。

(2) 都城広域定住自立圏構想協議会幹事会

都城広域定住自立圏構想協議会幹事会は、都城市総合政策部長を幹事長、幹事を都城市総合政策課長、三股町企画商工課長、曾於市企画課長、志布志市企画政策課長とし、定住自立圏構想に係る各種取組に関する事務の連絡及び調整を行います。

(3) 都城広域定住自立圏構想協議会担当者会

都城広域定住自立圏構想協議会担当者会は、必要に応じて設置されるもので、担当事項に関係ある各市町の職員をもって構成し、調査研究及び立案を行います。

また、協議会の事務の処理にあたっては、都城市総合政策課に事務局を置き、都城市総合政策課、三股町企画商工課、曾於市企画課、志布志市企画政策課職員による事務局担当者会により共有を図ります。

(4) 都城広域定住自立圏構想圏域共生ビジョン懇談会

定住自立圏を構成する各市町の地域住民、関係団体又は学識経験者に委員を委嘱し、懇談会を開催することによって、民間や地域の関係者の意見を各取組等に幅広く反映させるよう努めます。